

I はじめに・・・・・・・1	Ⅳ 多機能化対応・・・・・・・53
1 背景と目的	1 二次元コード
2 公共サインとは	2 デジタルサイネージ
3 位置づけ	3 視覚障がい者への配慮
4 現状と課題	
5 基本方針	Ⅴ 協議・確認・維持管理・・・・・56
6 適用範囲	1 全体の流れ
7 再整備・改修の考え方	2 協議・確認フロー
	3 維持管理フロー
Ⅱ サインの配置・設置・・・・・11	3 他が長柱ノロ
1 サイン配置の考え方	VI さいごに・・・・・・・63
2 サイン設置の考え方	1 ガイドライン策定の経緯・体制
Ⅲ デザイン基準・・・・・・・18	2 引用・参考文献一覧
	3 用語解説
1 デザイン基準の構成	
2 共通基準	付 録・・・・・・・・・・・69
2-1 書体	言語表記一覧(市のホームページに掲載)
2-2 文字の大きさ	地図情報掲載基準(市のホームページに掲載
2-3 ピクトグラム	JIS 案内図記号
2 - 4 矢印	熊本市独自ピクトグラム
2-5 色彩	本体管理自己点検チェックシート案(参考)
2 - 6 言語表記	サイン整備チェックシート
2-7 地図 3 個別基準	標準デザイン集
3-1 案内誘導サイン	
3-2 案内サイン	
3-3 誘導サイン	
3-4 説明サイン	
3-5 記名サイン	
3 - 6 規制サイン	
3-7 限定サイン	

| はじめに

1 背景と目的

熊本市では、「上質な生活都市」の実現をめざして、熊本市第7次総合計画を策定している。総合計画では、まちづくりの重点的取組として「訪れてみたいまち」を掲げ、交流人口の増加や地域経済の活性化、中心市街地のにぎわいづくりに取り組んでいる。そのために、都市戦略として誘致活動に力を入れる一方、施設面では令和元年(2019年)12月に熊本城ホールがグランドオープンし、令和3年(2021年)秋には桜町・花畑地区オープンスペースが完成予定であり、本市随一の文化・観光資源である特別史跡熊本城跡は熊本地震からの復興に併せ段階的な公開も開始されている。

このように、にぎわいの拠点づくりが推し進められる中、公共サインの果たす役割は重要であり、市民への情報提供だけでなく、国内外からの観光客を受け入れる態勢を整える必要がある。

公共サインにかかわる動向としては、国土交通省・観光庁が観光立国の実現を目指すため、平成 26 年 (2014 年) 3 月に「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」を策定している。

また、東京都においては東京オリンピック・パラリンピックに向け、国外からの観光客の増加を見越して「国内外旅行者のためのわかりやすい案内サイン標準化指針」を平成 27 年 (2015 年) 2 月に改訂し、平成 29 年 (2017 年) 3 月に「ターミナル駅における案内サイン共通化指針」を示すなどサインの取組が進められている。

本市では、昭和 63 年 (1988 年) に熊本市都市景観基本計画、平成元年 (1989 年) に熊本市都市景観 条例の制定を経て、平成 22 年 (2010 年) に現行の熊本市景観計画に移行し、本市の目指すべき景観の 基本方針を定め、具体的には大規模な建築物等の届出や熊本市屋外広告物条例に基づく許可制度を通し て良好な都市景観形成を推進してきた。

しかしながら、公共サインについては市域全体として統一したサインデザインの考え方や移動の誘導 システムのルールが定められておらず、各部署の裁量でサインを計画し、整備や管理を行ってきた。

これらの課題に対応するために、本ガイドラインは、市域全域にさまざまな部署により整備される全ての公共サインを対象とし、サイン整備に関する方針を整理するとともに、サイン種別を整理し、種別毎に配置、本体の形状や大きさ、表記上の統一したルールを定めるものである。加えて、運用や維持管理のルールを定めることで、分かりやすいサインの整備を誘導し、利便性・回遊性の向上や良好な景観形成を図る。

2 公共サインとは

不特定多数の人々に街の地理や方向、あるいは施設の位置等に関した情報を提供する公共性の高い標識、地図、案内誘導板等の総称であり、公的機関が公共空間に設置するもののこと。

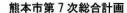
3 位置づけ

本ガイドラインは、本市景観計画の基本方針である観光地・玄関口・道路空間や公共空間の景観形成誘導の一翼を担う公共サインの考え方を示すものとしている。

今後、市及び指定管理者が整備するサインは本ガイドラインに適合するものとし、また国や県、公的団体 (商工会など)、市民団体 (自治会など)が本市域内でサインを整備する場合には、本ガイドラインを参考としていただくよう協力を求めることとする。

また、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標)の理念を踏まえることとする。(⑪住み続けられるまちづくりを)

【熊本市公共サインガイドラインと上位計画との関係】



(平成 28 年策定)

第2次熊本市都市マスタープラン (平成21年策定)

ı

高齢者、障害者等の移動等の円滑化 の促進に関する法律

(平成18年法律第九十一号)

道路の移動等円滑化整備ガイドライン (平成 14 年 国土交通省)

公共交通機関の旅客施設に関する 移動円滑化整備ガイドライン

(平成 19 年 国土交通省)

観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化の ためのガイドライン

(平成26年国土交通省)

観光活性化標識 ガイドライン

(平成17年国土交通省)

熊本市景観計画(平成 22 年策定) 公共サインの分野を

具体化

各エリア・

各分野を

具体化

計画本編(全体概念)

序章~第2章(基本方針等)

- 〇 本市が目指す景観形成の考え方
- 〇 良好な景観形成に関する方針

第3章~(具体的基準)

- 景観形成基準 (市全体、各重点地区の景観形成 に関する具体的基準)
- 屋外広告物に関する行為の制限 の方針等 等

公共サイン 〈本市域の公共サイン分野の基本方針・技術的指針〉

熊本市公共サインガイドライン

調整・連携

•

〈部門別・エリア別ガイドライン〉

〈熊本駅周辺の景観形成に関する具体的基準〉

熊本駅周辺地域都市空間デザインガイド(平成19年策定)

〈熊本駅周辺のサイン計画〉

SIGN わかりやすいまちづくりに向けて(平成23年策定)

〈桜町・花畑周辺の景観形成に関する具体的基準〉

桜町·花畑周辺地区まちづくりマネジメント基本計画(平成26年策定)

熊本市光のマスタープラン(令和3年策定)

〈本市域の屋外広告物に関する基本方針・具体的基準〉

(仮称)屋外広告物ガイドライン(令和4年策定予定)





4 現状と課題

1)サインの現状

本市の公共サインには、主に次のようなものが見られる。

(1)歩行者向けのサイン

●地図と矢印で目的地に誘導するサイン





●地図で位置情報等を伝えるサイン





●施設や地域等の内容や来歴等を伝えるサイン





●上記に分類されない歩行者向けサイン





(2) 車両向けのサイン





●矢印で目的地に誘導するサイン





●位置や名称を伝えるサイン





●行動を抑制、注意喚起、指示するサイン





2)サインの課題

本市の現状のサインに関する課題は、次のように整理できる。

●デザインが統一されていない

・サイン整備主体、整備時期により、サインのデザインや掲載情報の整合性がとれておらず、デザインの統一感がなく情報を認識し難い。









同じ内容のサインだけでも、様々なデザインが存在しており、同一のシステム上の一連のサインかどうか一見してわからない。

●内容が読み取りにくい

- ・説明の文章量が多いことや、地図上に多くの情報が掲載されている等、容易に内容を理解することが困難である。
- ・設置位置が不適切で視認性に問題がある。

●断続的で分かりにくい配置になっている

・案内や誘導を目的とした公共サインの、配置に関する考え方の基準がないため、目的地への誘導 に過不足が生じ、情報の連続性が保たれていない。

●周辺景観を阻害している

・これまで色彩に関する基準が無かったため、派手な色彩を使用し、無秩序に配置していることで、 景観の阻害要因となる上に、視認性も悪くなる。

●維持管理が不十分で安全性や機能性に支障がある

- ・筐体全体が劣化(錆、盤面の剥がれ等)しており、情報が読み取れずサインとして機能していないものや、安全性が懸念されるものがある。
- ・仮設的に設置されたサインが長期間放置され、サインとして機能していない。



木の枝で覆われて、掲載内容が見えない



経年劣化により、掲載内容 が消えている。

5 基本方針

本市におけるサインガイドライン策定の背景と目的、サインの現状と課題を踏まえ、サイン整備の基本 方針を次のように掲げ、サインの整備及び維持管理を進めていく。

視認性を向上させる

高齢者、障がい者、外国人旅行者等、全ての人が容易に理解できるよう、サインの設置位置や大きさ、あるいは文字の形や太さ、色彩等、あらゆる視認要素においてユニバーサルデザインに配慮することにより、サインの視認性の向上を図る。

情報の連続性を確保する

利用者が移動中に不安や迷いが生じることなく、目的地まで連続的に誘導することができるよう、移動ルート上の分岐点等において、サイン相互の関連性を配慮しながら、必要なサインを効果的に配置し、情報の連続性を確保する。

統一性を保ち周辺景観との調和を図る

本市の都市景観、自然景観、歴史的景観等の地域の景観特性を踏まえながら、一定の統一性を確保し、本市のサインであると認識できるような、サインの設置位置や色彩・デザインの検討等を行うことで、周辺景観との調和を図る。

持続可能なものとする

サインの適切な維持管理の仕組みを構築し、管理責任者を明確にすることで、定期的な点検と情報の更新を促進させ、安全性を確保するとともに、分かりやすく正確な情報を伝えることで、サインを持続可能なものとする。

6 適用範囲

1) 適用対象

本ガイドラインの適用対象は、主に歩行者を対象とした屋外等公共空間から視認できるサインであり、 法令等でデザインや色彩などの基準が設けられていない範囲について、本ガイドラインの基準を適用す る。

具体的な適用対象は、市内の既存サインを機能や特性から分類した上で抽出し、以下の表に示すとおり 案内誘導サイン、案内サイン、誘導サイン、説明サイン、記名サイン、規制サイン、限定サインとする。

【適用対象となるサインの分類】

名称	概要	イメージ	主なサインの対象
A. 案内誘導 サイン	・地図を用いて現在地と周辺情報を示すとともに、特に誘導が必要な施設を矢印と距離で案内するサイン・案内地図は、縮尺によって全域、広域、地区、周辺の4タイプ		HEAD TO SERVICE AND ADDRESS OF THE PARTY OF
B. 案内サイン	・地図を用いて現在地と周辺情報を示すとともに、目的地や他施設の位置等を端的に示すサイン・案内地図は、縮尺によって全域、広域、地区、周辺の4タイプ	● Market	
C. 誘導サイン	・特に誘導が必要な施設を 矢印と距離で示すこと で、利用者を円滑に安全 に目的地まで誘導する サイン	Carriera	CONCRETE CONCRE

名称	概要	イメージ	主なサインの事例
D. 説明サイン	・施設や資源の来歴や内容、利用案内、運用方法などを解説、説明するサイン ・説明文章等が掲載される	説明対象 説明文章 写真 説明対象 版明文章 写真 (日本時) (日本年) (日本	WE SELECTION AND ADMINISTRATION OF THE PARTY
E. 記名サイン	・名称や記号等により、施設や通りの位置、あるいは存在を告知するサイン	State Control of the	A. 本市役所
F. 規制サイン	・施設の利用者等に対して、禁止、注意喚起、指示を促すなど、行動を規制するサイン		CONDITION OF THE PARTY OF THE P
G. 限定サイン	・立て看板、のぼり、懸垂幕、横断幕等、一時的な情報を期間やエリアを限定し、仮設的に設置するサイン	のぼり旗横断幕	国製調查 200
H. 複合サイン	・複数のサイン機能が集約しているサイン ※案内誘導サインは複合サインに該当するが、数多く設置されるサインであることから1つの分類としている。	—	Towns of the state

2) その他のサイン

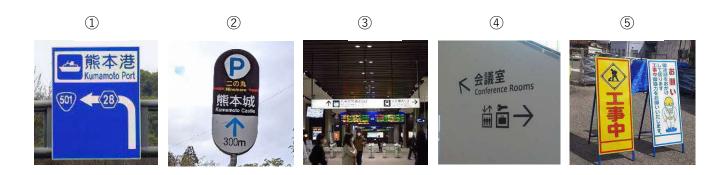
その他のサインについては、以下の理由により、本ガイドラインの基準を準拠・参照することが適切でない場合がある。しかし、本市のサインに関する課題等を踏まえると、これらにおいても一定の考え方に即した配慮が必要であり、基本方針に掲げる4つの方針を達成するよう努めることを基本とする。

- ・法令でデザインや色彩などの基準が定められているサインは、各法令を遵守する必要がある。
- ・自動車に乗った人を対象としているサインは、サイン上の情報や大きさ等が歩行者用と異なる。
- ・電車やバス等の路線を持つ公共交通機関が整備するサインについては、その路線上で市域を超えた 統一の基準を定める必要がある。
- ・公共施設内や動植物園などの入場料の発生する区域内のサインは、出入り口を境にまちなかの誘導 案内から切り離されており、施設や区域の特性に合わせたサインの整備が必要な場合がある。
- ・非常時や生命の危険を知らせるサイン等は、本ガイドラインの基準を準拠するよりも優先される場合がある。

具体的なその他のサインの内容は次のとおり。

【その他のサイン 例】

- ①「道路法」に基づく「道路標識設置基準」や「住居表示に関する法律」に基づく「街区方式による住居表示の実施基準」、他の法令等で整備基準が示されているサイン
- ②道路・交通管理者が整備する交通安全にかかる注意喚起や自動車運転者等を対象とした 道路交通情報を周知するサイン
- ③公共交通事業者が旅客施設内に整備するサイン (熊本市が運営するものを除く)
- ④公共施設の管理者が施設内のみの案内・誘導のために整備するサイン(ただし、熊本城の有料区域外や江津湖公園など、まちなかの誘導案内との連続性を持つ場所に設置されるサインは適用対象とする。)
- ⑤工事・交通規制等の周知を目的としたサイン



3) 基準等の対象

本ガイドラインは、分類した公共サインに、一定の基準を設けることで各公共サインの目的に即した整備を行うためのものである。

そのため、本ガイドラインでは、「共通基準」と公共サインの分類ごとに「個別基準」を設定するとともに、必ず守らなければならない「準拠基準」と、記載事項の趣旨を理解し、適合するよう努める「参照基準」を設定する。

また、これら整備時のルールに加え、本ガイドラインの実効性と継続性を高めるため、協議や維持管理のルールも位置付ける。

【各サインの適用の内容】

	4	デザイン基準		協議確認・ 維持管理			
サインの種類	つの基本方針	共通基準	個 別 基 準	協議確認フロー	維持管理フロー	備考	
A.案内誘導サイン	•	0	\circ	\circ	0		
B.案内サイン	•	0	0	0	0		
C.誘導サイン	•	0	0	0	0		
D.説明サイン	•	\triangle	0	※ 2	0		
E.記名サイン	•	\triangle	\circ	※ 2	\circ		
F.規制サイン	•	\triangle	0	※ 2	0		
G.限定サイン	•	\triangle	0	※ 2	\triangle	_	
H.複合サイン	•	※ 1	% 1	※ 1	% 1		
I.その他サイン	•	_	_	※ 2	_		

- ●:達成するよう努める
- ○:準拠…必ず守らなければならない基準
- △:参照…記載事項の趣旨を理解し、適合するよう努める基準
- 一:適用外…本ガイドラインでは述べない
- ※1:各サインの種類の適用に準ずる
- ※2:ガイドラインに基づく協議確認フローの協議に係わらず、屋外広告物条例に基づく事前協議の対象となるもの は別途協議が必要となる(P58 参照)

7 再整備・改修の考え方

本ガイドラインに位置付けた方針や基準は、既存サインの即時の再整備や改修を義務付けるものではない。今後、サインの再整備や改修を行う場合は、本ガイドラインの方針や基準及びその内容に即して実施するものとする。

また、サインの再整備を検討する場合は、既存サインの躯体を活かす等、改修を行い有効活用することが出来ないかを検討した上で整備を行う。

※整備、再整備、改修、修繕、更新等サイン改修関連の用語の定義については、P66 の用語解説を参照のこと

|| サインの配置・設置

誰もが迷うことなく安心して目的地に到達するためには、連続性を有し、統一感を持って過不足なく公 共サインの配置を設定することが必要なことから、ここで本市における基本的なサインの配置の考え方 を整理する。

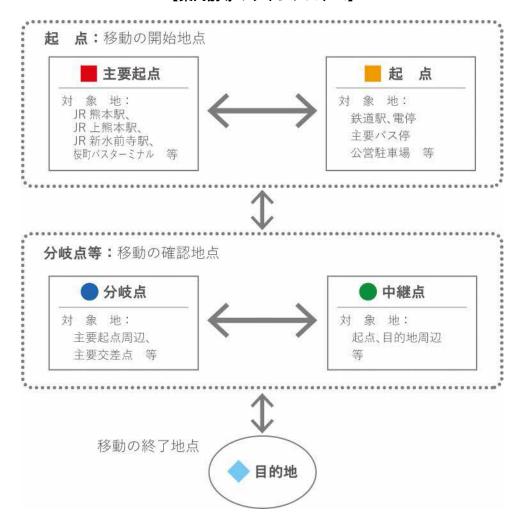
1 サイン配置の考え方

1)サイン配置のシステム

本市における案内誘導サインのシステムとして、JR 熊本駅や桜町バスターミナル等の移動の開始地点を「起点」、移動の確認地点を「分岐点等」、移動の終了地点を「目的地」として位置づけ、起点から分岐点等を経て目的地までを案内誘導するとともに、目的地からも起点や他の目的地へと相互に案内・誘導する仕組みとする。

また、起点や分岐点等については、地点の重要度や特性を踏まえて階層区分し、配置するサインを明確にする。

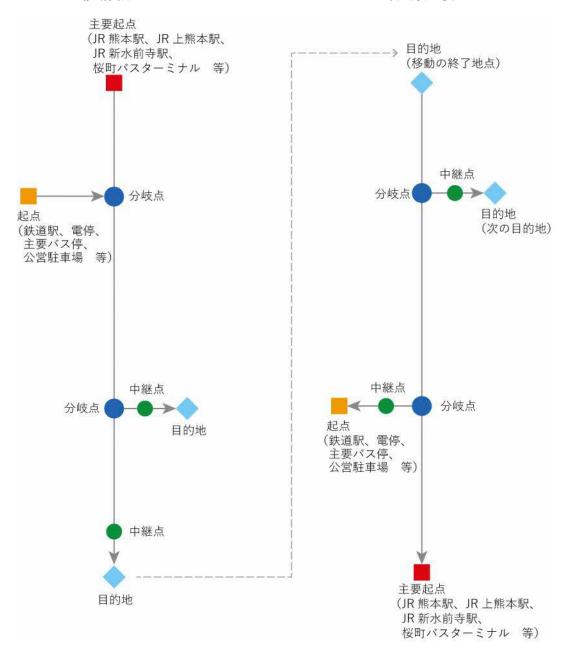
【案内誘導のサインシステム】



【サイン配置のシステム展開イメージ】

<移動開始>

<目的終了後>



- ・移動の開始地点である主要起点、起点から、 それぞれ主要ルートに合流し、分岐点、中 継点を経由させながら、目的地に誘導する。
- ・主要ルート上では、分岐点や中継点によって、幾つかの目的地に分配して誘導する。
- ・目的地であった移動の終了地点やその他任意の場所から、分岐点、中継点のサインによって最適なルート上に誘導しつつ、移動の開始地点であった起点や新たな目的地に誘導する。

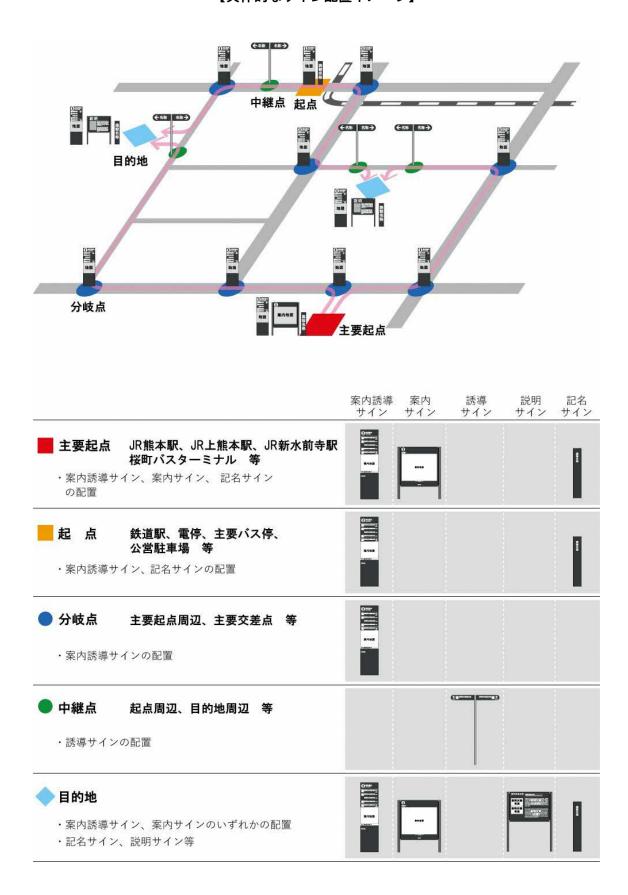
2) 具体的なサイン配置の考え方

本市における案内誘導のための基本的なサインの配置は、起点から目的地に誘導するとともに、目的 地から帰路についたり、次の目的地に移動したりする際も的確に誘導できるよう配慮して、配置する。 ここでは案内誘導のためのサイン配置の考え方を示しており、案内誘導サイン、案内サイン、誘導サ インを軸とし、補完的に説明サイン、記名サインを配置する考え方を示す。

- i 主要起点には、案内誘導サイン、案内サインを配置する。
- ii 起点においては、案内誘導サインを配置する。
- iii 目的地がまちなかの様々な場所に存在するため、主な交差点等には、案内誘導サインを配置する。
- iv 案内誘導サイン間に距離(おおむね300m以上)がある中間点や、進路を迷うような交差点、目的 地周辺部(おおむね300m程度)に案内誘導サインを配置することにより、誘導情報を補完し、歩 行者に不安なく目的地への移動や新たな目的地を発見させることで回遊を促す。
- v 目的地においては、施設等の情報を発信する説明サイン、記名サインを配置するとともに、目的終 了後の移動先の情報を発信するため案内誘導サインや案内サインを配置し移動や回遊を促す。

なお、説明サイン、記名サイン、規制サイン、限定サインの配置に関する具体的な考え方は、個別基準に示す。

【具体的なサイン配置イメージ】



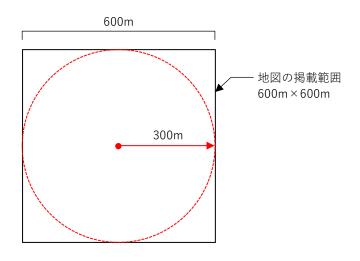
3) 案内誘導サインの配置の考え方

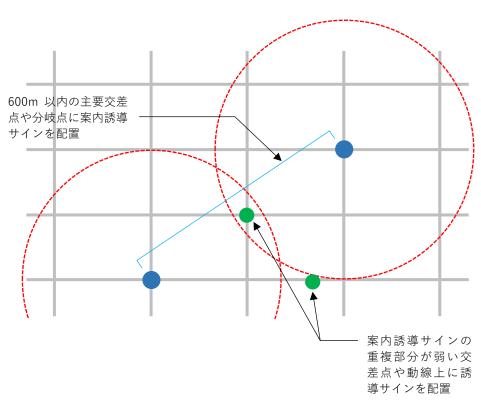
案内誘導サインの案内地図の掲載範囲を踏まえ、地図の掲載範囲が重複部分を持つよう配置することにより、情報の連続性を確保する。

また、案内誘導サインの地図の重複部分がない場所、あるいは狭い場所等には、誘導サインを配置することにより、情報の連続性を補完する。

【案内誘導サイン配置の考え方】

※地図の掲載範囲が600m×600mの場合





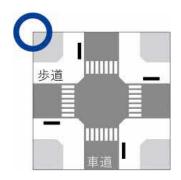
2 サイン設置の考え方

サインの設置にあたっては、利用者の見やすさ、理解しやすさに配慮するとともに、安全に利用できるよう配慮し、次のような観点で行うことを基本とする。

i 道路敷地内に道路と平行に設置することを基本とし、沿道公有地または借用可能な市有地の敷地 境界沿いへの設置も可能とする。



ii 交差点付近に設置する場合は、死角ができ、通行の妨げにならないよう交差点の角には設置しないよう配慮する。



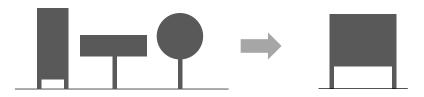
iii 歩行者等の動線や点字ブロックの位置を遮らず、サイン利用時の 滞留空間の確保に配慮するとともに、車椅子でも近接できるよう、 設置場所の足元に障害物がない場所に設置する。



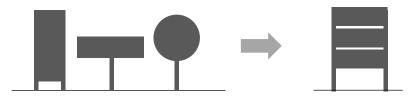
- iv 良好な景観や眺望、あるいは文化財や歴史的建造物を妨げないように配慮する。
- v サインの数は、必要最小限に努めるとともに、集約化に努める。
- vi 歩行者や子供が接触してケガ等することがないよう、植栽等と合わせて設置するなど、安全性に配 慮する。
- vii 夜間でも表示面が視認できるよう、街灯の明かりを利用できる場所への設置を検討する。

【集約の考え方】

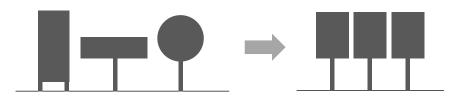
- ・まちなかに複数のサインが乱立していると、景観阻害要素になるだけでなく、情報が伝わりにく くなる要因となる。
- ・周辺景観への影響を最小限に抑えるとともに、効果的な情報伝達を可能とするために、隣接して 複数のサインが設置されている場合、または隣接して複数のサインを整備しようとする場合は、 集約化に努めることとする。
 - ア 隣接して設置される複数のサインを一つに集約する



イ 隣接して設置される複数のサインのサイズやデザインを統一し、一緒に設置する



ウ 隣接して設置される複数のサインのサイズや高さ、デザインを統一しつつ、配置する

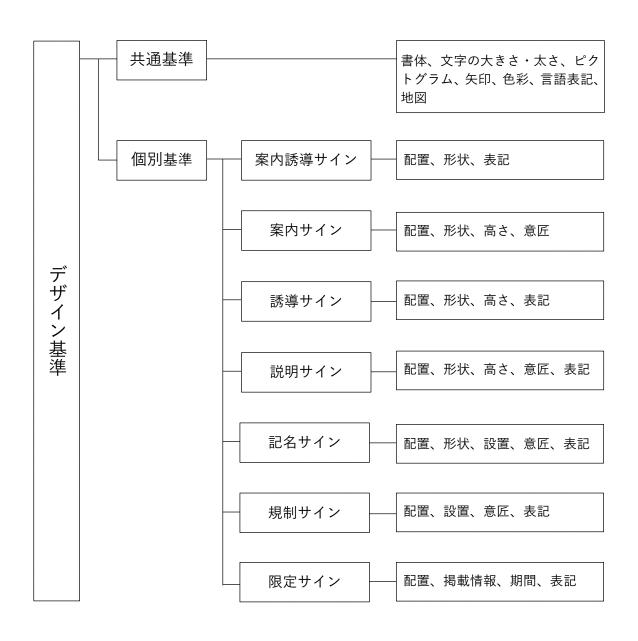


Ⅲ デザイン基準

1 デザイン基準の構成

本ガイドラインでは、サインのデザインについて、共通基準と個別基準に区別し、下記のような構成と 内容でとりまとめる。

【デザイン基準の構成と内容一覧】



2 共通基準

2-1 書体

書体は、視認性及び可読性に優れた文字を使用し、高齢者、障がい者、外国人旅行者等、全ての人が見 やすく分かりやすいものとすることを基本として選択する。

また、文字の太さも見やすさに影響するため、見やすく分かりやすい太さを選択する。

1)日本語書体

- i 日本語書体は、文字の線幅が一定で可読性に優れたゴシック体の書体とし、文字にメリハリがあり、より可読性に優れた角ゴシックを使用する。
- ii ただし、案内サインの地図上や説明サインにおいて、明朝体などを使用したい場合は、ユニバー サルデザインに配慮した書体を選定することができる。

【日本語 推奨フォント】

●UD 新ゴ DB

熊本市 新幹線 市電 白川口 バスのりば トイレ あいうえお カキクケコ

●ヒラギノ UD 角ゴ W 6

熊本市 新幹線 市電 白川口 バスのりば トイレ あいうえお カキクケコ

2) 英語·数字書体

i 英語、数字書体については、ゴシック系の日本語書体との調和に配慮し、英語は可読性に優れている飾りや装飾(セリフ)を持たないサンセリフを使用する。なお、サンセリフとは、日本語のゴシック体に相当する英語書体である。

【英語+数字 推奨フォント】

• Frutiger 65 Bold

Kumamoto City JR Line Tram Shirakawa Exit Bus stop Toilet 0123456789

3)中国語・韓国語書体

i 中国語書体と韓国語書体においても、日本語、英語の書体との調和に配慮し、角ゴシックを使用 する。

【中国語、韓国語 推奨フォント】

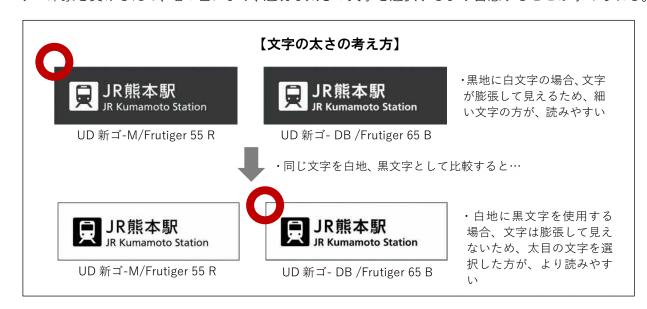
●源ノ角ゴシック Bold

普通停车场 熊本站巴士站普通停車場 熊本站巴士站일반 차량 주차 구마모토 역버스 승강장

4) 文字の太さ

文字は、地の色によって、読みやすい太さが変わる。

黒地の時に読みやすい文字の太さは、白地の時には細い印象を受け、少し太い文字にした方が読みやすい印象を受けるため、地の色により、適切な太さの文字を選択するよう留意することが求められる。



5) 文字の割付

文字は、標準書体(正体 100%)で表記することを基本とするが、案内誘導サインや誘導サインにおいて、スペースが足りない場合は、次の順序で割り付けを検討する。

※施設名称の日本語表記及び英語表記の詳細については、別添資料を参照

(1) 日本語

- i 日本語の長体は、漢字 75%以上、ひらがな、カタカナは 50%以上を基本とする。
- ii 上記によってもスペースが足りない場合は、文字を縮小(80%程度)し、2段書きとする。
- iii 上記によってもスペースが足りない場合は、さらに長体とするなどし、視認性を確保しながら対応を検討する。

【日本語割付の考え方の順序】

① 全角

市立五福小学校・中央区まちづくりセンター五福交流室

② 漢字 長体 75% ひらがな、カタカナ長体 50%

市立五福小学校・中央区まちづくリセンター五福交流室

③ 80%縮小、2段書き

市立五福小学校・中央区まちづくりセンター五福交流室

(2) 英語

- i 英語の長体は75%以上を基本とする。
- ii 上記によってもスペースが足りない場合は、2段書きとするなどし、視認性を確保しながら対応 を検討する。

【英語割付の考え方の順序】

① 全角

Kumamoto City Gofuku Elementary School & Gofuku Community Activity Support Office

② 長体 75%

Kumamoto City Gofuku Elementary School & Gofuku Community Activity Support Office

③ 2段書き等

Kumamoto City Gofuku Elementary School & Gofuku Community Activity Support Office

2-2 文字の大きさ

文字の大きさについては、利用者の視距離を想定しつつ、最低限の大きさを確保する。

本市のサインにおいては、「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和元年 10 月改正 国土交通省)」に基づき、該当するサインの視距離を鑑みて、適切な文字の大きさを使用するよう努める。

ただし、案内誘導サイン、案内サインの地図上の文字の大きさは、別途設定する。

【視距離毎の文字の大きさ】

視距離	日本語文字高	英語文字高
30m の場合	120mm 以上	90mm 以上
20m の場合	80mm 以上	60mm 以上
 10mの場合	40mm 以上	30mm 以上
4~5m の場合	20mm 以上	15mm 以上
1~2m の場合	9mm 以上	7mm 以上

出典:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン (令和元年 10 月改正 国土交通省)

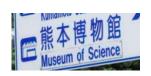
2-3 ピクトグラム

ピクトグラムとは、抽象化・単純化された絵を用いて多くの人に共通の意味を伝える記号であり、言語 によらず直感的に伝達できるため、ユニバーサルデザインの観点から積極的に利用することとする。

1)基本事項

- i 原則、JIS 規格もしくは標準案内図記号(交通 エコロジー・モビリティー財団策定)のピクト グラムを使用する。なお、JIS 規格のピクトグ ラムは、定期的に更新されることから、最新情 報の把握に留意する。
- ii 地図上においてピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー(記号「●」)と名称で表記する。

【熊本博物館・例】







博物館/美術館

iii 各施設が有するトレードマークや一般企業のコーポレートマークなど普遍的な図案でないものは、 原則としてサインに使用しない。

【案内用図記号(JIS Z8210) 例示】













案内所



具



TAXI

R

無線 LAN

航空機/空港

鉄道/鉄道駅

バス/バスのりば

タクシー/ タクシーのりば

レンタカー







一般車







自転車

駐車場

レンタサイクル*/* シェアサイクル

レストラン

喫茶・軽食

※JIS 規格と標準案内図記号の一覧は巻末に記載

2) 市独自ピクトグラム

- i 本ガイドラインの誘導施設で、JIS 規格のピクトグラムがない場合、あるいは従来から使用されており施設を端的に表現できる場合においては、市独自のピクトグラムを使用する。
- ii 新たに作成する場合は、都市デザイン課、必要に応じ関係部局と協議の上、決定する。

採用が決定したピクトグラムはその後、ガイドラインへ記載し、市内各所の公共サインで使用する。

【独自ピクトグラム】





水前寺成趣園

JR 新幹線



降車場

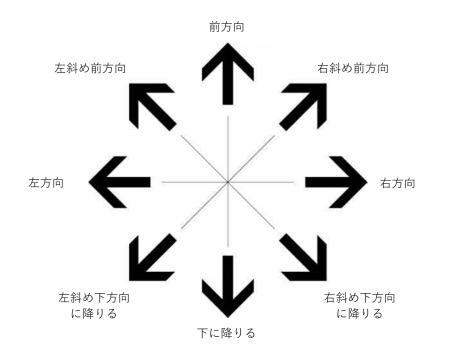
※市独自ピクトグラムの一覧は巻末に記載

2-4 矢印

利用者を目的地に誘導するための矢印記号は、JIS 規格のものを使用することを基本とし、次のような基準を設定する。

- i 矢印の向きは、前方向を基準として 45°刻みで、8方向の使用を原則とする。
- ii ただし、後方への誘導において、下向きの矢印を使用することは、利用者が判断しづらいことから、 後方への誘導は、下向きのU字矢印とする。
- iii 下向き、左斜め下、右斜め下の矢印は、下方面に階段やスロープ等で「降りる」を誘導するために 使用する。
- iv ただし、盤面の角度を調整できる矢羽根タイプ等においては、斜め方向の矢印、下向きのU字矢印は使用しない。

【矢印の使用の考え方】



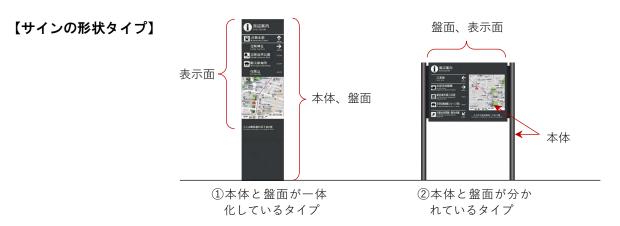


2-5 色彩

文字の色彩、本体の色彩等、サインで使用する色彩は、周辺景観と調和に配慮しつつ、誰もが的確に判断し、利用しやすくできるようカラーユニバーサルデザインに配慮することを基本とする。

1)盤面の色彩

サインの形状として、「①本体と盤面が一体化しているタイプ」、「②本体と盤面が分かれているタイプ」 の2つのタイプがある。ここで示す「盤面」とは、①はサイン全体、②はフレームや脚、案内誘導サイン の地図部分等を除く盤面のみを指す。



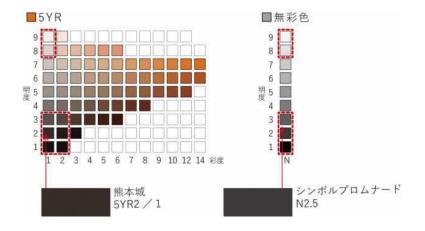
i サイン盤面に使用する色彩は、マンセル値において下記の範囲とし、必要以上に色彩の数を用いないことを基本とする。

【サイン盤面に使用する色彩の範囲】

	明度	彩度
高明度の場合	8~9	1以下
低明度の場合	1~3	2以下

- ii 必要に応じてエリア毎にテーマカラーを設定し、使用する色彩を確定する。
- (例 熊本城エリア: 5YR2/1 シンボルプロムナード N2.5)
- iii ただし、木材や石材等の自然素材によって仕上げられた場合、アクセントとして使う場合を除く。
- iv 市電のサインについては、ルート性があり広く市民や来訪者に色彩を用いて誘導する目的がある ため、盤面の色彩については適用除外とする。

【色彩使用範囲例】

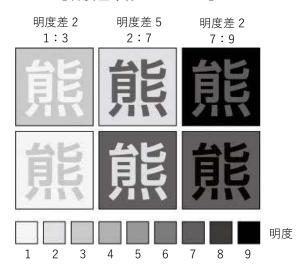


2) 文字の色彩

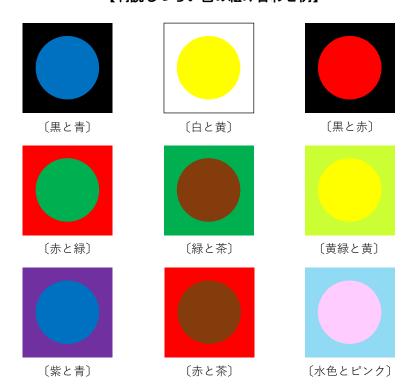
文字の色彩は盤面の色彩を踏まえて、色覚障がい者等にも分かるように配色や明度差に配慮する。

- i 文字の色彩は白または黒とすることを原則とする。
- ii 図色と地色の明度の差を5程度以上確保することで、表記内容を容易に判断できるよう配慮する。
- iii 高齢者に多い白内障、または色覚障がい者等の人に配慮し、判読しづらいと言われる色の組み合わせは用いない。

【明度差確保のイメージ】



【判読しづらい色の組み合わせ例】



参考:公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン(令和元年 10 月改正 国土交通省)

2-6 言語表記

サインの言語表記は、日本語、英語の 2 か国語を基本とし、地域や施設の特性及び視認性などを考慮した上で、必要に応じて中国語及び韓国語を含めた表記を行う。

1)日本語表記

i 日本語表記における正式名称や略語の使用、数字表記のルールについて、下表に準ずることとする。

【日本語表記基準】

施設名称等	具体例
正式名称よりも、簡略化した方が通称の知名度が高い施設の場合は通称を用いる。	_
正式名称よりも明らかに理解されやすい通称名がある場合はそれを用いる。	_
正式名称と同等の知名度を持つ通称がある場合、正式名称が大きく異なる場合は、通称をカッコ書きとする。	中心市街地(アーケード)
正式名称に「熊本県」や「熊本」が入っている場合、「熊本」を省略しても明らかに認識できる場合は、省略する。	 熊本市動植物園 → 動植物園
表示面の煩雑化などでやむを得ない場合は、通称表記や明確に理解可能な範囲で省略する。	_
地名や人物名等、一般的ではない読み方の漢字表記には、場合によってふりがなを付記する。また、英語圏以外の外国人居住者が多い等の地域性に応じて、ひらがなを併記する等の配慮を行う。	うるきんまち だにやままち せんばばし くほんじ 蔚山町、段山町、洗 馬橋、九品寺
アルファベットによる名称が慣用化されている場合は、それを用いても良い。	JR、NTT
ネーミングライツが使用されている施設名称については、契約内容を確認し、サイン上で積極的に利用する。	市民会館、藤崎台球場
数字表記	具体例
原則として、算用数字を用いる。ただし、固有名詞や○丁目などの地名として用いる場合は原則として漢数字を用いる。	4月11日、八丁馬場、春日一丁目
紀年は西暦を付ける。	令和 2 年 (2020 年)、 令和 2 年 (2020)、2020 年

2) 英語表記

- i 歴史説明サイン等の英語表記は、文化的背景を考慮して外国人旅行者等が理解できるわかりやす い内容に翻訳する。
- ii 略語の使用に関しては、英語圏で一般的に使用されている略語に限る。
- iii 日本語を英語表記とする際の考え方については、表音のローマ字表記に地形や種別を表す英語(Mt.

や River)を追加する方式と、表音のローマ字表記のうち地形や種別を表す部分(Yama、Kawa)を、地形を表す英語に置き換える置換方式がある。英語表記については、置換方式を基本とし、全体が地名や駅名等の公共施設などに使用されている場合、また慣用上固有名詞部分と普通名詞部分を切り離すことができないと判断できるものについては、追加方式とする。

iv 代表的な自然地名や施設名の翻訳については、別冊の「言語表記一覧」に示す。言語表記一覧に無い施設名称等の翻訳については、国際課と協議を行うこと。

【英語表記基準】

区分		表記方法	日本語例	英語表記
长 沕	 置換固有名詞部分をローマ字表記し、 "Bridge"をつける 追加名称全体をローマ字表記し、"Bridge"を つける		白川橋	Shirakawa Bridge
(何 大			明八橋	Meihachibashi Bridge
्रेन् <u>ग</u> । । ।	置換	換 固有名詞部分をローマ字表記し、"River" をつける		Kengun River
河川	追加 名称全体をローマ字表記し、"River"をつける		白川	Shirakawa River
港	置換	固有名詞部分をローマ字表記し、"Port" をつける	熊本港	Kumamoto Port
山	置換	冒頭に"Mt."をつけ、固有名詞部分をローマ字表記する	立田山	Mt.Tatsuda

v 英語表記について、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」(平成 26年3月国土交通省)に基づき、ヘボン式ローマ字の表記方法を使用する。

		日本語			^	ボン式	□ - ≤;	字つづ	Ŋ
あ	()	う	え	お	а	ì	u	е	0
か	き	<	け	2	ka	ki	ku	ke	ko
さ	L	す	せ	そ	sa	shi	su	se	SO
た	ち	つ	7	٢	ta	chi	tsu	te	to
な	に	ぬ	ね	の	na	ni	nu	ne	no
は	S	٠٤٠	^	ほ	ha	hi	fu	he	ho
ま	4	む	85	ŧ	ma	mi	mu	me	mo
や	100	ゆ	-	ょ	ya	9,	yu	S-12	yo
ら	IJ	る	れ	ろ	ra	ri	ru	re	ro
わ	-	-	(x_1,\dots,x_n)	10-0	wa	25-2	$(i,j) \mapsto (i,j)$	-	-
6					n				
が	ぎ	<	げ	ご	ga	gi	gu	ge	go
ざ	じ	ず	ぜ	ぞ	za	ji	zu	ze	zo
だ	ぢ	づ	で	ど	da	ji	zu	de	do
ば	び	-5:	1	ぼ	ba	bi	bu	be	bo
ぱ	U°	.38	^	ぽ	ра	pi	pu	pe	po
きゃ		きゅ		きょ	kya		kyu		kyo
しゃ		しゅ		しょ	sha		shu		sho
ちゃ		ちゅ		ちょ	cha		chu		cho
にゃ		にゅ		にょ	nya		nyu		nyo
ひゃ		ひゅ		ひょ	hya		hyu		hyo
みや		みゅ		みょ	mya		myu		myc
りゃ		りゅ		りょ	rya		ryu		ryo
ぎゃ		ぎゅ		ぎょ	gya		gyu		gyo
じゃ		じゅ		じょ	ja		ju		jo
ぢゃ		ぢゅ		ぢょ	ja		ju		jo
びゃ		びゅ		びょ	bya		byu		byo
ぴゃ		ぴゅ		ぴょ	руа		pyu		руо

備考

- 1. はねる音「ン」はnで表すが、m、b、pの前ではmを用いることができる。
- 2. はねる音を表す n と次にくる母音字又は y とを切り離す必要がある場合には、 n の次に「-」(ハイフン)を入れる。
- 3. つまる音は、次にくる最初の子音字を重ねて表すが、次に ch がつづく場合には c を重ねずに t を用いる。
- 4. 長音を表す記号「-」(長音符) は省略することを原則とする。また、長音が大文字の場合は母音字を並べることが出来る。
- 5. 特殊音の書き表し方は、自由とする。
- 6. 文の書きはじめ並びに固有名詞は語頭を大文字で書く。なお、固有名詞以外の名詞の語頭を大文字で書くこともできる。
- 7. 意味のかたまりや発音のしやすさ等の観点から、複数の名詞等で構成される固有名詞や o が重なる場合等は、その間に「-」(ハイフン)を入れることができる。

参考:観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン(平成26年3月国土交通省)

3) その他

- i 中国語は繁体字、簡体字を用いる。ただし、繁体字、簡体字が同一表記となる場合は、一つの表記とする。
- ii 韓国語は、ハングルによる表音表記を用いる。

2-7 地図

地図は、案内誘導サイン、案内サインにおいて掲載されることを基本とし、利用者が現在地を把握する とともに、目的地の位置や行程を把握するために使用するものである。

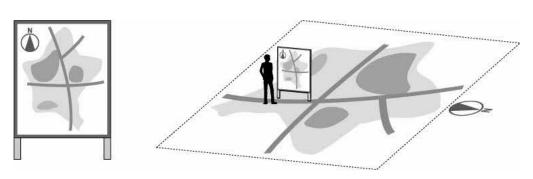
1)地図の種類・縮尺・向き

- i 地図の種類は、全域、広域、地区、周辺の4種類を基本とし、周辺地図においては、対象地区に応じて適切な縮尺を利用することとする。
- ii 地図の向きは、全域、広域、地区については、北を上とし、周辺については進行方向の前方を上と する。

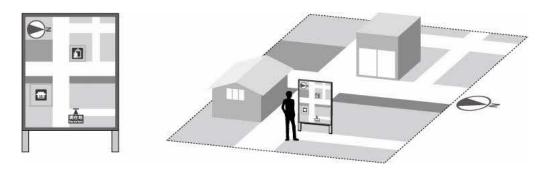
【地図毎の縮尺と向き】

地図の種類例	概ねの縮尺	向き
全域	1/30,000	北が上
広域(熊本駅~江津湖など)	1/12,500	北が上
地区(熊本駅〜熊本城など)	1/5,000	北が上
周辺(中心市街地、水前寺地区など)	1/1,000~1/2,500	進行方向の前方が上

【地図毎の向きの考え方】



全域、広域、地区など、比較的広範囲の中で、現在地や次の目的地の配置を確認すべき地図においては、地図の上を北とする。



周辺地図のように、次の行動の方向性を直感的に判断すべき地図においては、地図を見る前方方向を上とする。

2) 表記

地図上の表記については、以下を基本とする。

(1) 文字

- i 地図上で使用する言語は、日本語と英語の2か国語表記とする。
- ii 視距離を 0.5mと想定し、地図の種類に応じて文字の大きさを選択する。
- iii 使用するフォントは、施設名は角ゴシックを使用することを基本とし、UD 新ゴを推奨する。地勢、市町村、地区、道路、橋梁等については明朝体を使用することを基本とし、ヒラギノ UD 明朝体の使用を推奨する。
- iv 優先的に位置情報を発信したい施設等については、文字の大きさ・太さにより強調し、全体的に メリハリのあるデザインとするよう努める。
- v 英語文字の大きさは、日本語文字高 1a に対して英語を 0.5a で表記する。
- vi その他、地図の縮尺、掲載情報量等によって、文字の大きさや割り付けの調整が必要な場合は、 都市デザイン課と協議の上、決定する。

【地図毎の文字の大きさのイメージ】

地図の種類例	一般 ※1		3A-FI
	日本語	英語 ※2	強調
全域	7.5mm	0.5 a	日本語 9mm、フォントを太く
広域(熊本駅~江津湖など)	6mm	0.5 a	フォントを太く
地区(熊本駅~熊本城など)	6mm	0.5 a	日本語 7.5mm、フォントを太く
周辺(中心市街地・水前寺地区など)	9mm	0.5 a	日本語 11mm、フォントを太く

※1:文字の大きさは本市の地図表記として適切な大きさとして検討された結果

※2: a は、日本語文字高の設定。表内全て同じ

(2) ピクトグラム

i ピクトグラムを使用することを基本とし、ピクトグラムが設定されていない施設等は、アイキャッチャー(記号「●」)と名称で表記する。(別冊「地図の情報掲載基準」参照)

(3) 方位・スケール

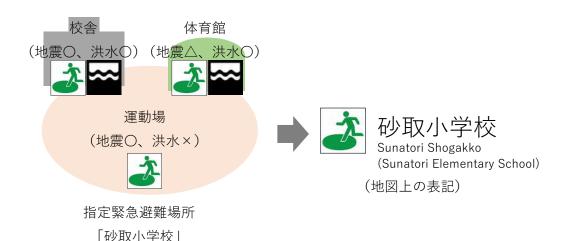
- i 方位マークは、地図の右上、または左上に表記することを基本とする。
- ii スケールバーは、地図下辺に表記することを基本とする。
- iii 方位マーク及びスケールバーが掲載情報と重なる場合は、掲載情報を避けるよう配置に配慮する。



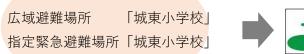
(4)避難場所

- i 避難場所(広域避難場所、指定緊急避難場所)は、避難場所を示すピクトグラム「JIS Z8210-6.1.4」と場所名を表記する。
- ii 避難場所は場所名のみを表示し、施設名は表記しない。

具体的には、指定緊急避難場所が学校の場合、体育館、運動場、校舎の施設ごとに、災害種別によって避難場所あるいは避難所としての適合、不適合の規定があるが、これらはマップ上では表記しない。



iii 同一場所で広域避難場所と指定緊急避難場所に指定されている場合は、統合して地図上に表記する。





(地図上の表記)

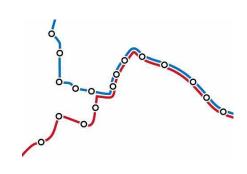
(5) 現在地

i 現在地の表記については、右のマークを使用する。



(6) 市電

i 全域の地図においては、市電の路線と電停位置を右図のように表現し、必要に応じて電停名を表記することを推 奨する。

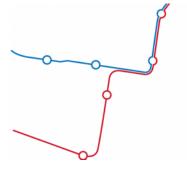


ii 広域の地図においては、市電の路線と電停位置を右図のように表現し、下記のように交通局の番号と名称を表記することを推奨する。









iii 地区と周辺の地図においては、市電の路線と電停位置を 右図のように表現し、下記のように交通局の番号と名称 を表記することを推奨する。



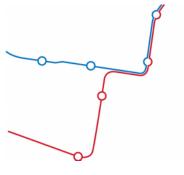
辛島町 Karashimacho



慶偲校則 Keitokuko-mae



西辛島町 Nishikarashimacho



(7) 国道

i 国道の表記(マーク)で番号のみを表記する。







(8) アーケード

i 周辺地図においては、アーケードを図示し、一般道と明確に区別する。



3) 色彩

i 主要な地物色(山、川、道路)が自然に見える色彩を使用する。

【周辺地図の色彩例】

「同皮地区のこれが」						
区分	表現対象	色彩例	参考色(CMYK)			
文字	基本文字表記		K100			
	住所表記		C25 M35 Y45 K50			
現在地	現在地		M100 Y100 K20			
ピクトグラム	ピクトグラム		K90			
地図	市街地		K25			
	公共施設敷地		C5 M5 Y12 K5			
	公園・緑地		C40 M10 Y60			
	河川湖沼		C50 M25			
	バス停		C21 M100 Y100 K14			
	建物輪郭		K40			
	建物		K25			
	市電 A 系統		C16 M100 Y91			
	市電B系統		C99 M43			
	花畑広場		C30 M10 Y40			
	下通アーケード		C6 M20 Y37			
	″ 破線部分		C13 M46 Y63			
	鉄道 (破線は白)		K75			
	新幹線(破線は白)		C66 M50			

4) 地図の掲載情報

i 地図に掲載する情報については、エリア毎、地図の種別毎に区別することとし、具体的には別冊「地図の情報掲載基準」に示す。

3 個別基準

3-1 案内誘導サイン

案内誘導サインは、地図を用いて現在地と周辺情報を示すとともに、特に誘導が必要な施設の方向と 距離を案内するサインである。また、本市を観光する際に目印となるサインであることから、周辺景観と 調和した意匠であるとともに、誰もが見やすく容易に理解できるよう、基準を設定する。

1)配置

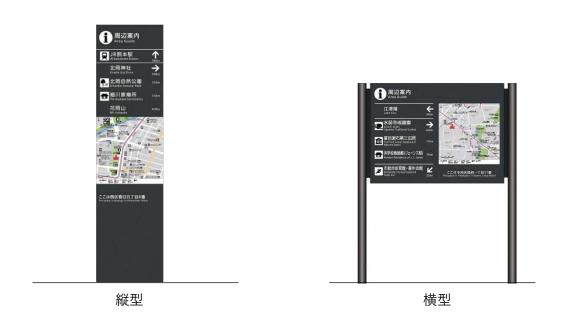
本サインは、次のような場所に配置する。

i サインシステムに基づく、主要起点、起点、分岐点、目的地

2) 形状

案内誘導サインの形状は、パネル型の縦型と横型を基本とする。

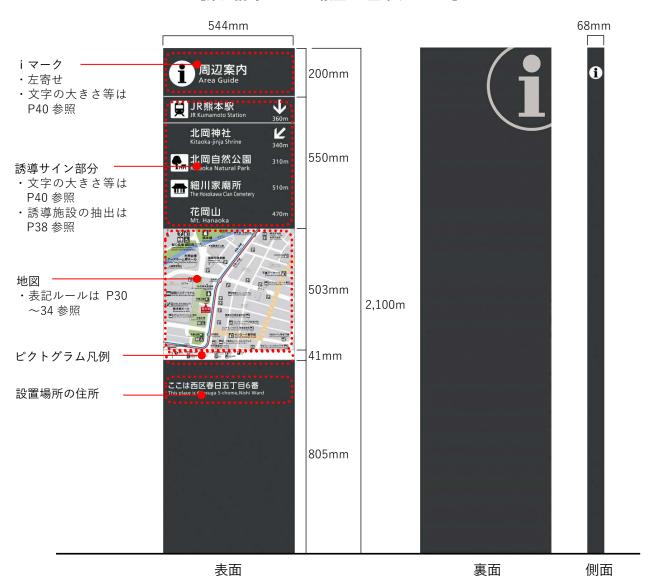
【案内誘導サイン 基本形状】



(1) 縦型

- i 上から順に、iマークと誘導サイン、地図、ピクトグラム凡例、設置場所の住所とする。
- ii 誘導サイン部分は、左から「ピクトグラム、施設名、距離・矢印(距離は矢印下に表記)」とする。
- iii 方向が同じ施設については矢印をまとめる。
- iv 案内誘導サインの行き先が同じ方向でまとめられている施設名の距離表示は、誘導施設名の日本語表記と英語表記を合わせた高さの中央に配置する。
- v 地図は縁無しとし、盤面の端まで表示させるとともに、地図の凡例は、地図上に表記されている ピクトグラムを地図下に並べる。
- vi 歩行者が案内誘導サインの存在に気づきやすいように、盤面の見通しが悪いものには、側面に i マーク (囲み枠無し)を表記する。また、設置位置によって盤面の裏面が見える場合は、裏面に も i マークを表記する。

【案内誘導サイン・縦型 基本デザイン】



(2) 横型

- i i マークと誘導サイン、地図、ピクトグラム凡例、設置場所の住所をそれぞれまとめて横に並べる。地図の位置は、設置条件によって右に配置するか、左に配置するかを調整する。
- ii 誘導サイン部分は、左から「ピクトグラム、施設名、距離・矢印(距離は矢印下に表記)」とする。
- iii 地図は縁無しとし、地図の凡例は、地図上に表記されているピクトグラムを地図の下に並べる。

【案内誘導サイン・横型 基本デザイン】



3) 表記

案内誘導サインの表記は、次のように設定する。

(1) 誘導対象

案内誘導サインにおいて誘導する施設は、原則5つとし、熊本駅エリア、中心市街地エリア、水前寺 江津湖エリア等、エリア毎に特性を踏まえて掲載優先度等を設定する。また各エリアの優先度毎に掲載 目安となる最低距離、最高距離を設定する。

- i エリア外も含め、特に優先的に掲載すべき主要観光施設や主要交通結節点等の優先度を「高」と して設定する。
- ii エリア内における主要観光施設や地区内の観光施設の優先度を「中」として設定する。
- iii エリア内における主要観光施設等を除く、その他の観光施設や公共施設の優先度を「低」として 設定する。
- iv 各エリアや各施設の特性を踏まえ、案内誘導サインに掲載すべき最高距離、最低距離を設定する。
- v 誘導サインへの掲載は、優先度の高い施設から掲載し、同じ優先度の場合は、距離が近い施設等 から優先的に掲載する。

【熊本駅周辺エリアにおける掲載優先度モデル】

優先度	誘導施設	掲載距離
高	熊本城	全て掲載
同	JR 熊本駅	50m以上
中	北岡自然公園 くまもと森都心プラザ、熊本地方合同庁舎	500m以内
低	電停、タクシーのりば、団体バスのりば、交番、寺社仏閣 等	100m以内

^{※「}熊本城」は、中心市街地方面の方向を示すためにも、エリア内では全て掲載する ※JR 熊本駅は、50mほどまで近づけば外観で理解できるため、50m以内では掲載しない ※施設名称については、言語表記一覧を確認する

【中心市街地エリアにおける掲載優先度モデル】

優先度	誘導施設	掲載距離
高	熊本城	500m超える
[F]	JR 熊本駅	2,000m以内
中	熊本城入口・桜の馬場 城彩苑、市現代美術館 桜町バスターミナル、市民会館シアーズホーム夢ホール、熊本城ホール、下通アーケード、上通アーケード、サンロード新市街	500m以内
低	電停、タクシーのりば等の公共交通拠点 熊本市役所、県立美術館・細川コレクション、県伝統工芸館、熊 本博物館、学校、交番、郵便局、まちづくりセンター等の公共施 設 北岡自然公園、小泉八雲熊本旧居、夏目漱石内坪井旧居、寺社仏 閣 登録有形文化財、明八橋、明十橋等の文化財 等	200m以内

^{※「}熊本城入口」と「桜の馬場 城彩苑」は、同じ位置となるため、同時掲載を推奨

【水前寺江津湖エリアにおける掲載優先度モデル】

優先度	誘導施設	掲載距離
高	水前寺成趣園、動植物園	500m以内
中	水前寺江津湖公園 県立図書館 くまもと文学・歴史館、水前寺競技場、市総合体育館・ 青年会館、夏目漱石大江旧居、洋学校教師館ジェーンズ邸	200m以内
低	電停、水前寺江津湖公園サービスセンター、ちびっこプール、ゾ ウさんプール、芭蕉園、学校 後藤是山記念館、有吉家別邸跡、旧砂取細川邸庭園 等	

[※]施設名称については、言語表記一覧を確認する

^{※「}熊本城入口・桜の馬場 城彩苑」を掲載するときは、「熊本城」は掲載しない

[※]施設名称については、言語表記一覧を確認する

(2) 文字等の大きさ

案内誘導サイン全体の視距離を 5 mと想定し、 i マークや誘導サイン部分の文字の大きさ等を設定する。

① i マーク

- i 表示面にはiマークを左寄せに入れる。
- ii iマークと「周辺案内」の大きさの比率は、以下のとおりとする。



②文字

- i 施設名称の文字の大きさは、日本語文字高 36mmとする。
- ii 英語は、日本語文字高 1a に対し、英語文字高 0.5a (18mm) とする。
- iii 上記のサイズで文字が入らない場合は、共通基準で設定した長体の使用等を検討する。 (P21 参照)

③地図の大きさ

日本語: a=36mm

i 案内誘導サインに使用する地図は、広域、地区、周辺の3種類を基本とし、全ての地図は、概ね600mm×600mmのサイズを使用する。概ねの掲載範囲は次のとおり。

【地図毎の縮尺と掲載範囲】

地図の距離	縮尺	掲載範囲
広域(熊本駅〜江津湖など)	1/12,500	約 7.5 k m四方
地区(熊本駅〜熊本城など)	1/5,000	約 3.0km 四方
周辺(水前寺地区など)	1/2,500	約 1.5km 四方
周辺(中心市街地など)	1/1,000	約 0.6 km四方

3-2 案内サイン

案内サインは、地図上で現在地と周辺情報を示すとともに、目的地や他施設の位置等を端的に示すサインであることから、周辺景観と調和しつつ、誰もが見やすく容易に理解できるよう、基準を設定する。

1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

i サインシステムに基づく、主要起点、目的地

2) 形状

案内サインの形状は、脚がついた自立型を基本とする。

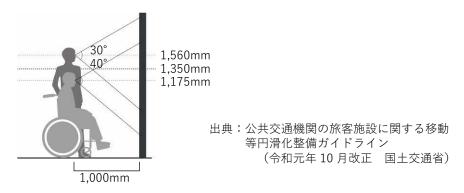




3)高さ

i 表示面は、中心の高さを 1350mm 程度の範囲とし、 1 m程度の視距離から表示全体を見渡せる高 さとする。

【高さの考え方】



4) 意匠

i サイン本体の意匠は、シンプルで、かつ分かりやすいサインとすることを基本とし、周囲の景観と の調和に配慮し、素材や色彩の選定を行う。

3-3 誘導サイン

誘導サインは、目的地である施設の方向を示し、利用者を円滑かつ安全に目的地まで誘導するサインであることから、周辺景観と調和しつつ、比較的離れた場所からも視認できるよう、基準を設定する。

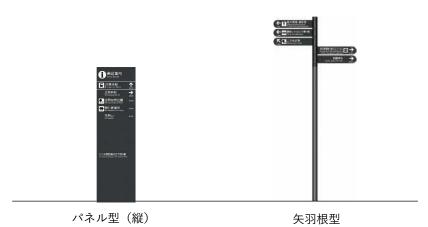
1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

i サインシステムに基づく、中継点

2) 形状

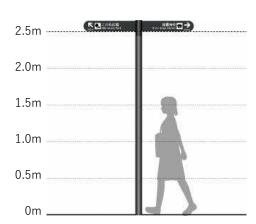
i 誘導サインの形状は、原則、パネル型(縦)と矢羽根型とする。



【誘導サイン 基本形状】

3) 高さ

i 矢羽根型タイプで、歩道空間上に張り出す場合は、サイン下端を路面より 2.5m 以上確保するとと もに、視認性に優れた場所に設置するよう留意する。



【高さの考え方】

4) 意匠

i 矢羽根型のサイン盤面の意匠は問わないが、シンプルなデザインとするよう努める。

5) 表記

(1)誘導対象

i 案内サインにおいて誘導する施設は、原則5つとし、熊本駅エリア、中心市街地エリア、水前寺 江津湖エリア等、エリア毎に特性を踏まえて掲載優先度等を設定する。また各エリアの優先度毎 に掲載目安となる最低距離、最高距離を設定する。具体的にはP38・39を参照のこと。

(2) 文字等の大きさ(矢羽根型の場合)

- i 視距離を 10mと想定し、表記の順序は中央のポールから横に、「施設名、ピクトグラム、距離・ 矢印(距離は矢印下に表記)」とする。
- ii 目的地までの距離表記は、2桁以上の場合、下1桁を四捨五入する。

例) 2 桁の場合、47m→50m 3 桁の場合、222m→220m

- iii 日本語文字高さ 1a に対し、ピクトグラムは 2a、英語は 0.7a とし、日本語と英語の文字間を 0.3a とする。
- iv パネル型(縦)の表示面は、案内誘導サインの表示基準に準ずる。

【矢羽根型の文字とピクトグラムの組み方】

日本語: a=40mm 英文: 0.7a=28mm



3-4 説明サイン

施設や資源の来歴や内容、利用案内、運用方法などを解説、説明するためのものであり、説明文章等が 掲載される。周辺景観と調和するとともに、誰もが読みやすいサインとなるよう、基準を設定する。

1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

- i サインシステムに基づく、目的地
- ii 上記以外の施設や資源が有する来歴や背景、あるいはそれらに係る活動等の情報を発信すべき場 所

2) 形状

説明サインの形状は、脚がついた自立型を基本とする。

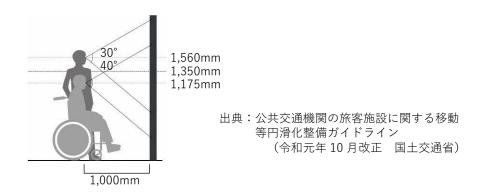


【説明サイン 基本形状】

3)高さ

i 表示面は、中心の高さを 1350mm 程度の範囲とし、 1 m程度の視距離から表示全体を見渡せる高 さとする。

【高さの考え方】



4) 意匠

i サインの意匠は、シンプルで、かつ分かりやすいサインとすることを基本とし、周囲の景観との調和に配慮し、素材や色彩の選定を行う。

5) 表記

- i 説明内容が文章になることを考慮し、英語などを併記する場合は、日本語と英語を区別して表示 することとし、英語表記は直訳せず、外国人旅行者等が容易に理解できる内容にする。
- ii 日本語表記は、見やすい書体かどうか検討した上で、明朝体の使用を行ってもよい。
- iii 難解な名称・用語には、ふりがなを振る。
- iv 施設・資源について説明量が多い場合は、概要を説明することとし、より詳細な解説は ICT の活用や紙媒体のマップ・パンフレット等、他手法と連携した情報発信方法を検討するよう努める。

3-5 記名サイン

記名サインとは、名称や記号等により、施設や通りの位置、あるいは存在を告知するサインである。周 辺景観と調和しつつ、誰もが容易に気付くことができるサインとなるよう基準を設定する。

1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

- i サインシステムに基づく、主要起点、起点、目的地
- ii 上記以外の施設や通り等で、特徴的な固有の名称を有する場所

2) 形状

記名サインの形状は、パネル型(自立型)と壁面等に直接張り付けるタイプを基本とする。



【記名サイン 基本形状】

3)設置

- i 施設の利用者動線を考慮し、主要な入口付近に設置する。
- ii 記名サインの設置場所は、敷地に面する歩道側からも視認できる位置とする。

4) 意匠

- i サインの意匠は、シンプルで、かつ分かりやすいサインとすることを基本とし、周囲の景観との調和に配慮し、素材や色彩の選定を行う。
- ii 建築物や工作物等に設置する場合は、建築物等のデザインと調和する素材、色彩とする。

5) 表記

- i 敷地内に設置する施設の記名サインは、視認性を確保するため盤面と文字の色彩に留意する。
- ii 金属材料を使用する場合は、反射による見づらさ、同一素材による文字の視認性の低下に注意する。
- iii 同じ建物に複数の施設がある場合は、建物名称や代表する施設名称を優先的に表記する。

3-6 規制サイン

規制サインは、施設の利用者等に対して、禁止、注意喚起、指示を促すなど、行動を規制するサインである。まちなかに氾濫すると、景観や環境を阻害する要因になる恐れがあることから、必要最小限の掲出に留めるとともに、シンプルで端的に発信するよう基準を設定する。

なお、施設の管理上、施設内での禁止行為を公に明示する必要がある場合は、施設等の入口や駐車場、 管理棟等の利用者が通る場所へ効率的に集約して設置することとし、利用者マナー対策とした施設内へ の追加設置や過剰設置は行わない。

また、道路交通法では、道路標識等に類似する物件を設置してはならない旨が規定されており、これに抵触する恐れがある場合は、交通管理者との協議が必要となる。

1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

- i 施設の利用者等に対して、禁止、注意喚起、指示を促すべき場所
- ii ただし、必要最小限の掲出に留める

2) 形状

規制サインの形状は、脚がついた自立型を基本とする。



【規制サイン 基本形状】

3)設置

i 電柱や車止め等への立て看板や貼紙などによる掲出は行わない。

4) 意匠

i サインの意匠は、シンプルで、かつ分かりやすいサインとすることを基本とし、周囲の景観との調和に配慮し、素材や色彩の選定を行う。

5) 表記

- i 規制内容の説明など使用する文字数は、理解できる範囲で少なくする。
- ii 規制内容は、出来るだけピクトグラムを使用して表現するよう努める。
- iii 規制内容(禁止、注意喚起、指示)に関して適当な JIS のピクトグラムがない場合は、JIS 規格の デザインを踏まえ、独自にピクトグラムを作成する。作成にあたっては、都市デザイン課と協議す ることとし、下記を踏まえて作成する。
- iv 視認性の観点から規制ピクトグラムの最小サイズは直径 60mmとし、景観の観点から最大サイズ は直径 120mmとする。なお、最小サイズは複数のピクトグラムを並べる場合、最大サイズは単体 で用いる場合に使用する。文字のサイズについては、ピクトグラムの余白に留意して最小、最大サイズ内でレイアウトする。

※ピクトグラムのサイズは、「ひと目でわかるシンボルサイン標準案内用図記号ガイドブック」 (交通エコロジー・モビリティ財団)を参考として算出

【規制ピクトグラムのサイズの考え方】

最小值…直径 60mm

ピクト:a=60mm (直径)

- ・背景が白以外の場合、白縁をつける
- ・ピクトグラムを並べる場合、0.7a 以上 間隔をあける
- ·和文:9mm、英文:7mm

自縁…1.07a
a
0.2a
放し飼い禁止
Do Not Unleash Pets

最大值…直径 120mm

ピクト:2a=120mm (直径)

- ・背景が白以外の場合、白縁をつける
- ・ピクトグラムを並べる場合、2a*0.7 以上 間隔をあける
- ·和文:16mm、英文:12mm



【市独自ピクトグラム例】

●禁 止 … 赤色の丸と斜め線の下に、禁止行為のイラスト(黒色)を表記する。



放し飼い禁止 Do Not Unleash Pets



自転車放置禁止 Do Not Leave Bicycles Unattended



※地が黒等の場合の ピクトグラムの表 現方法

●注意喚起 … 黄色い三角形 (黒縁) 内に、注意対象のイラスト (黒色) を表記する



歩行者注意 Be Careful of Pedestrians

●指 示 … 青い丸の内に、指示内容のイラスト(白色)を表記する



左右確認 Look Both Ways

3-7 限定サイン

限定サインとは、立て看板、のぼり、懸垂幕、横断幕等、一時的な情報を期間やエリアを限定し、仮設的に設置するサインであるため、周辺景観を阻害することなく、適切に維持管理されるよう、基準を設定する。

1)配置

本サインは、次のような場所に配置する。

- i 限られた期間、適切に情報内容を周知することができる場所。
- ii 歩行者の動線や自動車の走行を遮らず、道路上等で死角を作らない場所。

2) 掲載情報

限定サインにおける掲載情報は次のとおり。

- i 常設サイン設置までの間、一時的に設置を行う必要がある情報。
- ii イベント情報の告知やイベント会場への案内誘導、大会出場等の祝賀情報等の一時的な情報。
- iii その他、庁内関係課との協議により必要であると認められた情報。

3)期間

限定サインの設置期間の考え方は次のとおり。

- i 原則3ヶ月以内で必要最小限の期間(設置者はサインの一部に設置時期を表記すること)とする。
- ii 3ヶ月を超える場合、都市デザイン課との協議により延長期間を協議することを原則とするが、 延長期間が明確でない場合は、恒設化することを推奨する。

4) 表記

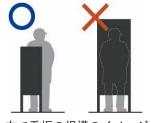
(1) 立て看板

1規模

i 出来るだけ高さを抑え、細くし、道路上などで看板裏に死角を つくらないよう努める。

2色彩

- i 色彩は、周辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色彩を採用すること。
- ii 有彩色を使用する場合は、ロゴやアクセントカラー等の色調や トーンにあわせて効果的に使用すること。



立て看板の規模のイメージ

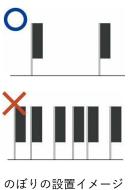
(2) バナー・のぼり

1規模

i 出来るだけ盤面を小さくし、余裕のある相互距離間を確保する こと。

2色彩

i バナーやのぼりは、イベント時に使用されることを想定し、色 彩は、賑わいの演出に寄与しつつ、周辺景観との調和する色彩 を使用するよう配慮すること。



(3)懸垂幕・横断幕

①規模

i 表示面積はできるだけ小さくなるよう努める。

2色彩

i 色彩は、周辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色 彩を採用すること。



横断幕イメージ

IV 多機能化対応

サイン上に掲載できる情報量は限界があることから、サイン上に充実した施設情報や観光情報等を掲載したい場合、ICT 技術等を活用し、効果的な情報提供を行うことが必要であり、この基本的な考え方を整理する。

1 二次元コード

必要に応じて、サイン盤面に二次元コード(QR コード等)を表記し、携帯電話端末を介した WEB サイトを通じて、施設情報や観光情報等を提供する。

二次元コードの掲出や情報管理については、以下の点に留意する。

- i 二次元コードの掲出場所は、利用者が携帯電話等で読み取れる高さや大き さとする。
- ii 防災情報のように安全確保のための重要な情報を二次元コードで表記する場合は、他の二次元コードと明確に区別できるよう配慮する。
- iii 掲出後に情報のメンテナンスが確実に行われるよう、各担当部と連携を図り、常に有用な情報が掲出されるように配慮する。



熊本市ホームページの二次元コード

また、二次元コードの活用に加え、公衆無線 LAN の設置、あるいは民間事業者と連携した多言語化サービス、音声読み上げサービスの活用も検討することが求められる。

2 デジタルサイネージ

デジタルサイネージは、画面を変更させることで、限られたスペースにおいて様々な情報を多言語伝達することができる I C T 技術を活かした先進的な設備である。導入にあたっては、設置費用や耐用年数、情報の維持管理等について考慮する必要がある。

1)発信情報

デジタルサイネージは、画面を変更させることで、様々な情報を発信することができる。このメリット を生かし、案内図、施設情報、観光情報、防災情報、市政情報等、多様な情報を発信する。

特に、災害発生時等においては、災害情報、避難場所情報、公共交通運行情報等をリアルタイムで多言 語発信する仕組みとする。

2)設置方針と基準

(1)設置方針

デジタルサイネージの設置に関する基本方針を次のように整理する。

【デジタルサイネージ設置方針】

- ①多様な情報を、効果的かつ効率的に発信し、必要最低限の設置とする
- ②意匠や映像、音などにより周囲の人を不快にさせることなく、地域景観と調和した魅力的な情報発信拠点とする
- ③歩行者や自動車運転者等の安全性に十分に留意し、誰もが平等かつ容易に情報を享受できるサインとする

(2)設置基準

デジタルサイネージの設置方針を踏まえ、本市における設置基準を次のように設定する。

【デジタルサイネージ設置基準】

区分	基準内容
位置	・景観重要建造物等、景観形成上重要な施設の隣接地には、安易に掲出しないこと。
	・設置高さは、原則3m以下とすること。
デザイン	・人の身体の部分(顔、手、足等)を強調した表現に配慮すること。
	・不必要に大きな文字の使用を避けること。
	・情報過多となる表示を避け、シンプルなデザインとすること。
	・同一エリア内に複数設置する場合は、デザインを統一すること。
色彩	・過剰な印象を与える配色や蛍光色、発光色は使用しないこと。
	・高彩度の場合は、文字及び図と地の反転や切り文字を用いるなど、周辺の景観との調和を 図ること。
交通安全性	・交通標識等と混同するおそれのあるデザインとしないこと。
	・地にドットやストライプ等を用いるなど、事故を誘発するおそれがあるデザインとしないこと。
	・発光素材、鏡、トリック効果等の運転者や歩行者などを幻惑させるおそれがあるものは使 用しないこと。
	・文字表記が多いもの、ストーリー性があるもの等、運転者や歩行者などの注意を著しく阻害するおそれのあるデザインとしないこと。
識別性	・法令等に基づき表示するサインの識別を阻害する場所には設置しないこと。
明るさ	・輝度は、夜間において原則 1,000cd/㎡以下(※1)としつつ、周辺環境を踏まえて出来る限り抑えること。
映像	・点滅及びコントラストの強い画面の反転、輝度変化が 20%以上を超える場面転換は、原則
(※2)	として1秒間に3回を超える使用を避けること。
(% 2)	・規則的なパターン模様(縞模様、渦巻き模様、同心円模様など)が、画面の大部分を占める ことを避けること。
	・原則として音は使用しないこと。
П	・ただし、障がい者を対象とした音声情報サービスや緊急時の情報発信等を除く。

※1 参考:光害対策ガイドライン(H18環境省)

※2 参考:アニメーション等の映像手法に関するガイドライン (H10 日本放送協会・日本民間放送連盟)

3) 民間広告枠導入の考え方

デジタルサイネージの整備、維持管理費用を負担するために民間広告枠を導入する事例は増加しているものの、広告費を確保できず数年で廃止されている例もあることから、運営方法については、慎重に議論することが求められる。

特に留意したい点は次のとおり。

- i 民間広告を導入する際には、運営主体を明確にする必要があり、民間企業や NPO 等の民間のノウ ハウを活かした官民が連携した体制を構築する。
- ii 民間広告については、熊本市屋外広告物条例等に適合したものを掲出することとし、適合の判断に ついては、必要に応じて熊本市景観審議会や専門家等の意見を聞く仕組みとする。
- iii デジタルサイネージに公衆無線 LAN を設置するなど、民間事業者が効果的に利活用できる設備の 導入に努める。

3 視覚障がい者への配慮

視覚障がい者に対して、目的地に安全で確実に誘導するため、または、施設や地域の情報等を正確に伝えるために、次の点に配慮する。

- i 視覚障がい者の案内誘導においては、視覚障がい者誘導用ブロックにより誘導することを基本する。視覚障がい者用誘導ブロックは、道路の移動円滑化整備ガイドライン(財団法人 国土技術研究センター)などに基づき敷設するとともに、形状や寸法は、JIS T9251 の規格に適合するものを使用する。
- ii 視覚障がい者への施設や地域の情報の伝達の方法について、これまで多数の民間企業や関係省庁において音声案内システムや触知図の研究、実験、実用化がされてきているものの、現状では統一された基準がなく、今後の技術進化も期待されるところである。音声案内システムの導入の要否、機器や端末の選択については、サインの整備場所、あるいは連続するサインの状況等を考慮しつの、利用する視覚障がい者等の意見を踏まえ、検討することとする。
- iii サイン本体や案内地図で使用する色彩は、カラーユニバーサルデザインに配慮する。(P25 参照)

V 協議·確認·維持管理

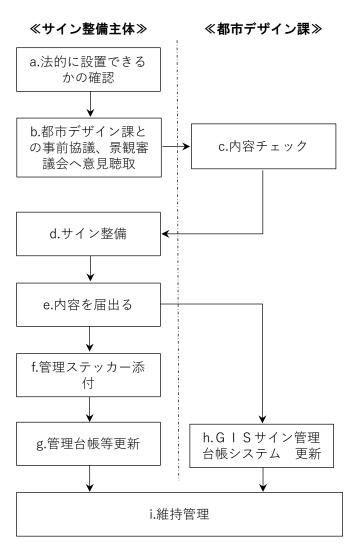
本ガイドラインで定めた基準等の実現性を高め、適切な公共サインの整備・維持管理を行うため、サイン整備の流れを次のように定める。

1 全体の流れ

1) ガイドライン運用の全体フロー

本ガイドラインの運用にあたっては、サインの整備時に、対象となるサインが本ガイドラインに準拠しているかを確認する「協議・確認」と管理台帳更新、維持管理の「維持管理」に区分する。 ガイドライン運用の全体フローは、次のとおり。

【ガイドライン運用の全体フロー】



- a.サイン整備主体は、整備の計画が、法的 に可能なものか確認する。※屋外広告物 法や占有許可等。
- b.サイン整備主体は、ガイドラインに則して計画を行い、発注前に必ず都市デザイン課と協議を行う。必要に応じて景観審議会の専門委員会に相談することができる
- c.都市デザイン課は、ガイドラインに適合 しているか等を確認する。
- d.サイン整備主体は、整備を行う。
- e.サイン整備主体は、サイン整備後、計画 内容を都市デザイン課へ送付する。 → 2-4) 届出内容を参照。
- f.サイン整備主体は、整備した本体には、 管理ステッカーを添付する。
- g.サイン整備主体は、サイン管理台帳等を 更新し、更新地図データを都市デザイン 課に返還する。
- h.都市デザイン課は、案内誘導サイン、案内サイン、誘導サインにおいては、GISサイン管理台帳システムを更新する。
- i.サイン整備主体は、本ガイドラインの維持管理に関するフローに則して、維持管理を進める。

2 協議・確認フロー

1) 熊本市屋外広告物条例に基づく事前協議

公共サインは、屋外広告物に該当するため、別途熊本市屋外広告物条例第 10 条第 1 項に基づく事前協議が必要となる。サインの整備主体はサインの整備概要がまとまった段階で、サインの面積や表示内容、表示期間等について、事前協議を行う。

また、サイン設置前に規則で定める「屋外広告物等表示・設置届出書」を提出することが規定されている。

【屋外広告物条例に基づく事前協議の流れ】



- ※1 熊本市屋外広告物条例
- ※2 熊本市屋外広告物条例施行規則

2) ガイドラインの適合性の協議・確認

屋外広告物条例に基づく事前協議のために提出された「屋外広告物等表示・設置届出書」を基に、都 市デザイン課はガイドラインに則した内容になっているか、契約の際に必要となる事項などについて、 サイン整備主体と協議・確認する。

協議の対象となるサインの数や内容により協議に時間を要する場合があるため、協議期間を考慮し た発注計画とすること。

3) 熊本市景観審議会専門委員会への相談

適宜開催している熊本市景観審議会専門委員会に、必要に応じて相談することができることとする。

4)届出内容

サインの整備後に下記内容の届出を行うこととする。

【届出内容】

- ・管理番号(管理者別の記号・サイン種別の区別がわかるような番号)
- ・設置者
- ・占用許可者
- ・管理者

- ・整備年月日・整備履歴(年月日)
- ·整備場所(詳細位置図)
- ・サイン種別(案内誘導サイン、案内サイン、誘導サイン等)
- ·現況写真(撮影年月日)
- ・点検等実施日
- ・更新地図データ(ai データ及び PDF データ)
- 備考

3 維持管理フロー

管理者を明確に示し、管理台帳等を整備することで、定期的な点検や情報の更新を促進する。

1) 管理ステッカー

- i 整備するサインには、サイン本体に管理ステッカーを添付することとする。管理ステッカーには、 「管理番号」を表示する。
- ii ステッカーの添付場所は原則裏面とし、案内サインや説明サイン等の盤面に脚がついたタイプのサインは下端の右隅か左隅に添付する。パネル型で盤面が接地する場合は、下段から 30 cm以内の右隅か左隅に添付する。
- iii サイン盤面が壁面等に設置される等、裏面への添付が難しい場合は、表面か側面の下端の隅に添付する。
- iv サインステッカーの色彩は、原則管理ステッカーを貼る場所と同じ色彩とする。

【管理ステッカーのイメージ】

80mm

都デ-012345

15mm

地が白系の場合

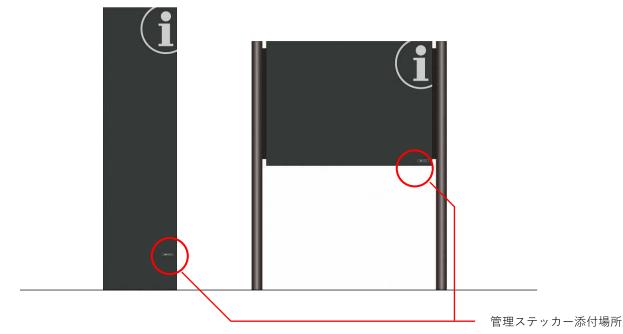
都デ-012345

地が黒系の場合

※番号はサンプル

【管理ステッカー添付場所 例】

●サイン裏面に添付する場合



●サイン表面に添付する場合



2) 管理台帳

整備したサインの状況、あるいは定期点検や更新の内容を記録する管理台帳を所管課で作成し、サインを改修・再整備した場合は管理台帳に記載する等、サインの整備履歴を記録する。

【管理台帳の内容 例】

- ・管理番号(管理者別の記号・サイン種別の区別がわかるような番号)
- ・設置者
- ・占用許可者
- ・管理者

- ・整備年月日
- ·整備履歴(年月日)
- ·整備場所(詳細位置図)
- ・サイン種別(案内誘導サイン、案内サイン、誘導サイン 等)
- · 現況写真(撮影年月日)
- ・点検等実施日
- ・備考

3) GISサイン管理台帳システム

統合型GISを用いた台帳を都市デザイン課が管理する。情報の連続性を管理するため、案内誘導サイン、案内サイン、誘導サインを整備した場合は都市デザイン課がGISサイン管理台帳システムに記録する。

4)維持管理

公共サインに掲載する情報は、時間の経過とともに変化し、適宜更新する必要がある。また本体は老 朽化するため、定期的な点検及び修繕等も必要である。

サインの維持管理は、1.本体管理、2.情報管理、3.サインシステム管理の3つの観点から行う。

【維持管理の内容と役割分担】

項目	内容	主担当
本体管理	・本体の定期的な点検及び修繕	サイン整備主体
情報管理	・掲載情報の定期的な点検及び更新	サイン整備主体
サインシステム	・ガイドライン、サインシステムの定期的な点検	都市デザイン課
管理	改訂	

(1) 本体管理

- i 本体については、3年に1回、自己点検(付録 P75 を参考)を実施する。自己点検は、目視による機能性、安全性、掲載情報などを確認しつつ、必要に応じて技術者に点検を依頼する。また、法に基づく点検義務のあるものはそれに従うこと。点検によって修繕が必要である場合は、速やかに実施する。
- ii 周辺環境についても確認し、情報を遮る障害物等がないか確認し、障害物の除去等が必要な場合は、関係部局と調整し、実施する。
- iii 点検及び修繕完了後、所管課は履歴を記録する。

(2)情報管理

- i 施設の名称変更や位置変更、あるいは施設の追加、除去等について掲載情報の更新が必要な場合は、速やかに更新する。
- ii 更新の完了後、所管課は管理台帳に記録する。案内誘導サイン、案内サイン、誘導サインの場合は、併せて都市デザイン課へ整備履歴の届け出を行い、都市デザイン課は管理台帳(GIS)に記録する。

(3) サインシステム管理

i 管理台帳(GIS)に基づくサインの整備状況及び市民や利用者、庁内関係部局、景観審議会等の 意見を踏まえ、必要に応じて改善方策の検討、本ガイドラインの改定を行う。

5)地図データの管理

作成された地図データは都市デザイン課で保管することとする。

作成しようとする地図データについて、都市デザイン課で保管している場合は、都市デザイン課が提供することとし、最新情報への更新後は、都市デザイン課に返還することとする。

また、データ受け渡しにあたっては、都市デザイン課の指示に従い、互換性の確保に留意する。

6) 更新の方法

「4)維持管理-(2)情報管理|に基づく更新の方法は、次のように実施することを基本とする。

(1) 部分的な更新

- i 既存サインで、情報の更新などを実施する場合は、部分的な張り替えで対応することを基本とする。
- ii 張り替えは、地色の色彩、文字の書体や大きさ等を合わせ、張り替え部分が全体に馴染むように する。

(2)全面的な更新

- i 情報更新の量や張り替え面積が多い場合、盤面や表示面の退色が著しい場合、張り替えたり取り 替えたりして、全面的な更新を行う。
- ii 全面的な張り替えの場合、本体の色彩、文字の書体や大きさ等は、共通基準や個別基準に準ずる ことを基本とする。
- iii 更新にあたり、既存サインの大きさや形状等から止むを得ない場合は、適宜適切な文字の大き さ、掲載情報等を検討することとする。
- iv 既存案内誘導サインにおいて、上部に円盤状のiマークが添付されているサインについては、円盤状部分を撤去することを基本とする。



円盤状の i マーク

VI さいごに

1 ガイドライン策定の経緯・体制

本ガイドラインは、有識者、関係団体、市民等の代表による「熊本市景観審議会」及びその下部組織の「熊本市景観審議会専門委員会」において、案内サイン庁内関係課と検討しました。

また、国・県などの関係機関と情報提供・意見交換を行いました。

● **景観審議会委員** ※任期 R1.10.31~R3.10.30 ◎会長、O副会長、(専) 専門委員会委員

◎田中 智之(専)	熊本大学 大学院先端科学研究部(工学系)教授
○原田 和典(専)	崇城大学 芸術学部デザイン学科教授
臭住 弘久	熊本大学 大学院人文社会科学研究部(法学系)教授
柴田 祐	熊本県立大学 環境共生学部居住環境学科教授
鄭一止	熊本県立大学 環境共生学部居住環境学科准教授
星野裕司(専)	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター准教授
吉川 勝広	熊本学園大学 商学部商学科教授
川口 耕司	熊本県広告美術協同組合 副理事長(団体推薦)
木下 修	熊本商工会議所常議員(団体推薦)
濵田 剛子	(公社) 熊本県建築士会 女性部会員 (団体推薦)
丸山 幸	(一財) 日本造園修景協会 熊本県支部総務広報 (団体推薦)
宮崎・康輝	(一社) 熊本県建築協会 副会長(団体推薦)
古賀 輝	一般公募
藤原 真理	一般公募
二宮 守	熊本県土木部道路都市局都市計画課 審議員

●景観審議会専門委員会の庁内関係課 ※令和3年(2021年)3月現在

			/i	34H 0 + (2021 +) 0	/196IT	
経済観光局		都	都市建設局			
	観光交流部	観光政策課		熊本駅周辺整備事務所		
政策局			土木部	公園課	全国都市緑化フェア推進室	
	危機管理防災総室			都市政策部	都市デサ	ザイン課 (事務局)
	総合政策部	国際課				
文化市民局						
熊本城総合事務所						

●策定体制

景観審議会



景観審議会 専門委員会



公共サイン庁内関係課

●策定経緯

●			
年度	日付	会議名	内容
	7/9	第1回熊本城周辺サイン調整会議	課題の整理、情報共有
令和元年度	7/31	第2回熊本城周辺サイン調整会議	まちあるき、現状把握
	2/4	第1回景観審議会専門委員会	ガイドラインの構成
(2019 年度)	3/6	第2回景観審議会専門委員会	デザイン基準、情報掲載基準
	3/24	第3回景観審議会専門委員会	デザイン基準、情報掲載基準
	4/15	第 4 回景観審議会専門委員会	デザイン基準、情報掲載基準
	5/25	第5回景観審議会専門委員会	デザイン基準、現地調査結果
	6/3	第 27 回景観審議会(報告)	ガイドライン(骨子)の趣旨
	6/29	第6回景観審議会専門委員会	総まとめ、地図
	7/27	第8回景観審議会専門委員会	案内誘導サインデザイン、地図
	8/31	第 10 回景観審議会専門委員会	共通・個別基準、モックアップ
令和 2 年度	9/29	第 11 回景観審議会専門委員会	個別基準、モックアップ
(2020年度)	10/26	第 13 回景観審議会専門委員会	案内誘導サインデザイン、総確認
(2020 平反)	11/13-	 	ガイドライン(素案)、
	11/24	73 1 300 20 11 20	情報掲載基準、言語表記一覧
	11/30	第 29 回景観審議会(報告)	ガイドライン(素案)
	12/7	第 14 回景観審議会専門委員会	言語表記、標準デザイン
	1/12	第 15 回景観審議会専門委員会	言語表記、標準デザイン
	1/26	部長会議	ガイドライン(素案)
	2/26	第 16 回景観審議会専門委員会	ガイドライン(案)

2 引用·参考文献一覧

本ガイドラインの検討にあたり、引用及び参考にした参考文献は以下のとおりです。(50音順)

- ①観光活性化標識ガイドライン(国土交通省 平成17年6月)
- ②光害ガイドライン(環境省 平成 18年 12月改訂版)
- ③観光立国実現に向けた 多言語対応の改善・強化のためのガイドライン (国土交通省 観光庁 平成 26 年 3 月)
- ④防災標識ガイドブック (一般社団法人日本標識工業会 平成28年年3月)
- ⑤公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編 (国土交通省 総合政策局安心生活政策課 平成30年7月)

3 用語解説

●表記·設置関連

iマーク

・一般案内用図記号検討委員会が策定した標準案内用記号のうち、情報コーナーを表す記号のこと。

ピクトグラム

・抽象化、単純化された絵文字等で表現された視覚記号の一つのこと。

アイキャッチャー

・その特徴や機能をピクトグラムで表現することが難しい施設にいて、人の目を引き付けその場所に何らかの施設があることを確認できるように「■ | などで表記する印のこと。

サンセリフ

・欧文活字で、セリフ(ひげのような飾り)のない書体のこと。

視距離

・本ガイドラインでは、案内状必要な視対象と視認者間の距離のこと。視距離を想定して、文字やピクトグラムの大きさを設定している。

盤面

・サイン本体のうち、フレームや脚部を除く面の部分のこと。パネル型のサインの場合、本体と盤面は同一となる。

表示面

・盤面のうち、iマークやピクトグラム、誘導施設名称、地図等、サインの情報が表記されている部分のこと。パネル型のサインの場合、盤面下部の何も表記されていない部分は、表示面から除かれる。

●基準関連

街区方式による住居表示の実施基準

・住居表示に関する法律に基づく基準であり、道路や河川によって区画された街区毎につけられる街区符号と当該街 区内の建物等につけられる番号のつけ方等の基準のこと。なお、住居表示とは、日本の住居表示に関する法律に基 づく住所の表し方のこと。地番とは異なる。

道路標識設置基準

・道路法の道路に道路管理者が整備する道路標識の整備に関する一般的技術的基準を定め、その合理的な計画、設計、 施工及び維持管理に資することを目的として定められた基準のこと。

●色・光関連

マンセル値

・色を数値的に表すための体系(表色系)の一種で、色彩を色の3属性(色相、明度、彩度)に基づき表現した値のこと。日本では、JIS Z 8721 (3属性による色の表示方法) として規格化されている。

色 相

・赤、青、緑のような色味の違いのこと。

明度

・色の明るさの度合いのこと。数値が大きいほど明るい。

彩度

・色の鮮やかさのこと。数値が大きくなるに従って鮮やかさが増す。無彩色の彩度は0。

輝度

・平面状の発光体の明るさの指標で、光源(面)における単位面積当たりの光の強さのこと。カンデラ毎平方メートル(cd/m²)という単位で表記されることが多い。

●バリアフリー関連

バリアフリー

・障がい者や高齢者の生活に不便な障害を取り除こうという考え方のこと。例えば道や床の段差をなくしたり、階段のかわりにゆるやかな坂道を作ったり、電卓や電話のボタンなどに触ればわかる印をつけたりすること。

ユニバーサルデザイン

・できうる限り最大限、すべての人に利用できるよう、製品・建物・空間をデザインすること。

視覚障害者誘導ブロック

・視覚障がい者を安全に誘導するために地面や床面に敷設されているブロック(プレート)のこと。点字ブロックと も呼ばれる。

免端技術関連

I C T

・「情報通信技術 | を表す英語 (Information and Communication Technology)の略語のこと。

二次元コード

・横方向にしか情報を持たない一次元コード(バーコード)に対し、水平方向と垂直方向に情報を持つ表示方式のコードのこと。 Q R コードが代表例。

デジタルサイネージ

・屋外・店頭・公共空間・交通機関など、あらゆる場所で、ディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するメディアの総称のこと。

統合型 GIS

・地方自治体で使用する地図データのうち、複数部署(都市計画、道路、下水道、農地、固定資産など)が利用する データ(道路、街区、建物、河川など)を共用できる形に整備し、統合して維持管理する、庁内横断型のデータ共 用を可能にする仕組み(システム)のこと。

●維持管理関連

整備

・本ガイドラインでは、サインを新設・再整備・改修すること。

新設

・本ガイドラインでは、サインを新たに設置すること。

再整備

・本ガイドラインでは、サイン本体を付け替えること。

改修

・本ガイドラインでは、既存サインの躯体や脚、盤面を活かして本体を修繕及び情報の更新をすること。

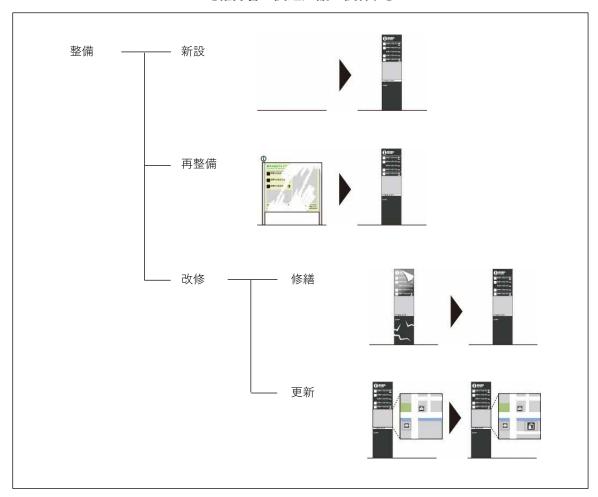
修繕

・本ガイドラインでは、サイン本体の破損部分を直す等の対応のこと。

更新

・本ガイドラインでは、地図データや掲載内容を最新情報にすること。

【維持管理関連用語の関係性】



●その他

SDGs

・Sustainable Development Goals の略で、持続可能な開発目標(SDGs)のこと。2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

● JIS 案内図記号 (2020 年 5 月現在)

公共·一般施設



案内



案内所 Information Question & answer



Hospital



救護所 First aid



警察 Police

飲料水

Drinking water



お手洗 Toilets





男女共用お手洗 All gender toilet どもお手洗 Children's toilet



チェックイン /受付 Check-in/Reception



忘れ物取扱所 Lost and found



男性

ホテル 宿泊施設 Hotel/ Accommodation



女性 Women

きっぷうりば /精算所 Tickets/ Fare adjustment



使える設備

Accessible facility

障害のある

手荷物一時 預かり所 Baggage storage



スローフ

Slope

コインロッカ Coin lockers



休憩所 待合室 ounge Waiting room



ミーティン ポイント Meeting point money exchange

喫煙所(注

Smoking area



銀行·両替 Bank



キャッシュサービス Cash service



郵便 Post



ファックス Fax



Cart



エレベータ Elevator



エスカレーター Escalator



上り エスカレーター Escalator.up



下り エスカレーター Escalator.down



階段 Stairs



電話

Telephone

ベビーケア ルーム Baby care room



授乳室 (女性用) Baby feeding room (for women)



授乳室 (男女共用) Baby feeding room (for men and women)



おむつ交換台 Diaper changing table



クローク Cloakroom



更衣室 Dressing room



更衣室(女性) Dressing room (women)



シャワー Shower



浴室 Bath



水飲み場 Water fountain

高齢者優先席

Priority seats for elderly people

9



くず入れ Trash box



リサイクル品 回収施設 Collection facility for the recycling

products



優先設備 for elderly people



障害のある人 けが人優先設備 Priority facilities for injured people



ある人優先設備 Priority facilities for people with internal



優先設備 Priority facilities for with small children



優先設備 Priority facilities for expecting



けが人優先席 Priority seats for injured people



内部障害の ある人優先席 Priority seats for people with internal disabilities, people accompanied heart pacer, etc.



乳幼児連れ 優先席 Priority seats for with small children



優先席 Priority seats for expecting mothers



ベビーカ・ Prams/Strollers



無線LAN Wireless LAN



充電コーナ-

Charge point

自動販売機 Vending machine



海外発行カード 対応ATM ATM for oversea cards



オストメイト用設備 Facilities for Ostomy



洋風便器 Sitting styke toilet



和風便器 Squatting style toilet



温水洗浄便座 Spray seat



介助用ベッド Care bed



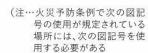
ベピーチェア Baby chair



Changing board



カームダウン・クールダウン ールダウン Calm down, cool down





交通施設



航空機/空港 Aircraft/Airport



鉄道/鉄道駅 Railway/ Railway station



船舶/フェリー /港 Ship/Ferry/ Port



ヘリコプター バス/バスのりば /ヘリポート Bus/Bus stop Helicopter/ Heliport



ば タクシー/ タクシーのりば Taxi/Taxi stop

TAXI



レンタカー Rent a car



自転車 Bicycle



ロープウェイ Cable car



ケーブル鉄道 Cable reilway



駐車場 Parking



出発 Departures



到着 Arrivals



乗り継ぎ Connecting flights



手荷物受取所 Baggage claim



税関/荷物検査 Customs/ Baggage check



出国手続/入国手続 /検疫/書類審査 Immigration/Quarantine/ Inspection



駅事務室/ 駅係員 Station office/ Station staff



一般車 Car



レンタサイクル/ シェアサイクル Rental bicycle/ Bicycle sharing

商業施設



レストラン



喫茶・軽食



バー Bar



ガソリンスタンド Gasoline station



会計 Cashier



コンビニエンス ストア Convenience store

観光・文化・スポーツ施設



展望地/景勝地



陸上競技場



サッカー競技場 Football stadium



野球場 Baseball sradium



テニスコート Tennis court



海水浴場/プール Swimming place



スキー場 Ski ground



キャンプ場 Camp site



温泉 Hot spring



温泉 Hot spring



コミュニケーション Communication in the specified language



靴を脱いで ください Take off your shoes



イヤホンガイド Audio guide

安全



消火器 Fire extinguisher



非常電話 Emergency telephone



非常ボタン Emergency call button



広域避難場所 Safety evacuation area



避難所(建物) Safety evacuation shelter



津波避難所 Tsunami evacuation area



津波避難ピル Tsunami evacuation building



列車の非常停止 ボタン Emergency train stop button



AED (自動体外式除細動器) Automated external defibrillator

禁止



一般禁止 General prohibition



禁煙(注 No smoking



火気厳禁 No open flame



進入禁止 No entry



駐車禁止 No parking



自転車乗り入れ禁止 No bicycles



立入禁止 No admittance



走るな/ かけ込み禁止 Do not rush



さわるな Do not touch



捨てるな Do not throw rubbish



飲めない Not drinking water



携帯電話使用禁止 電子機器使用禁止 Do not use mobile phones



Do not use electronic devices



撮影禁止 Do not take photographs



フラッシュ撮影 禁止 Do not take flash photographs



使用禁止 Do not use prams/strollers



遊泳禁止 No swimming



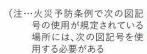
キャンプ禁止 No camping



ホームドア: たてかけない Do not lean objects on the platform door



ホームドア: 乗り出さない Do not lean over the platform door





注意



-般注意 General caution



障害物注意 Caution, obstacles



上り段差注意 Caution, uneven access/up



下り段差注意 Caution, uneven access/down



滑面注意 Caution, slippery surface



転落注意 Caution, drop



天井に注意 Caution, overhead



感電注意 Caution, electricity



津波注意 (津波危険地帯) Warning; Tsunami hazard zone



土石流注意 Warning; debris flow



崖崩れ・地滑り 注意 Warning;steep slope failure,landslide



ホームドア ドアに手を挟まない ように注意 Caution, closing doors

指示



一般指示 General mandatory



静かに Quiet please



左側にお立ち ください Please stand on the left



右側にお立ち ください Please stand on the right



一列並び Line up single file



二列並び Line up in twos



三列並び Line up in threes



Line up in fours

矢印 Directional arrow

締める

Fasten seat belt

災害種別一般



洪水/内水氾濫 Flood from rivers/Flood from inland waters



土石流 Debris flow





崖崩れ・地滑り 大規模な火事 Steep slope failure, Fire disasteres

洪水·堤防案内



洪水 Flood



Levee

JIS Z8210付属書JA(参考)

〈商業施設〉



店舗/売店 Shop



新聞·雑誌 Newspapers, magaziness



薬局 Pharmacy



理容/美容 Barber/ Beauty salon



手荷物託配 Baggage delivery service

〈観光・文化・スポーツ施設〉



公園 Park



博物館/美術館 Museum



歷史的建造物1 Historical monument 1



歷史的建造物2 Historical monument 2



歷史的建造物3 Historical monument 3



自然保護 Nature reserve



スポーツ活動 Sporting activities



スカッシュコート Squash court



スキーリフト Ski lift



腰掛け式リフト Chair lift

〈安全〉



非常口 Emargency exit

〈禁止〉



飲食禁止 Do not eat or drink here



ペット持ち込み禁止 No uncaged animals

〈指示〉



安全バーを 閉める Close overhead safety bar



安全パーを 開ける Open overhead safety bar



スキーの先を 上げる Raise ski tips

付属書JD(規定)



ヘルプマーク Help mark

援助や配慮を必要としている方が、身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができる表示



加熱式たばこ 専用喫煙室 Disignated heated tobacco smoking room



健康増進法の規定に基づく"健康増進法の一部を改正する法案の施行について(受動喫煙対策)(平成31年2月22日付)"に記載している加熱式たばこ専用喫煙室をはじめとした喫煙可能場所への20歳未満の者の立入を禁止する場合の表示は、左の図記号を併用する

● 熊本市独自ピクトグラム (2021年3月現在)

※下記の中に適当なピクトグラムがない場合は、都市デザイン課と協議の上、独自にピクトグラムを作成する。ある いは、ピクトグラム下の説明文を変更して使用する。

交通施設



JR新幹線 JR Bullet train



降車場 Pick up/ Drop off



駐輪場 Bicycle parking lot



短時間駐車場 Short-time parking



おしチャリ Get off the bicycle please pass



歩行者注意 Beware of pedestrians please pass

観光施設



水前寺成趣園 Suizenji Jojuen (Japanese Traditional Garden)

禁止

車両



車両進入禁止 Cars Cannot Enter



自転車・バイク 進入禁止 Motorcycles



自転車進入禁止 No Bicycles



バイク進入禁止 No Motorcycles



自転車・バイク 放置禁止 Do Not Leave Bicycles or Motorcycles Unattended



自転車放置禁止 Do Not Leave Bicycles Unattended



バイク放置禁止 Do Not Leave Motorcycles Unattended



大型バス駐車禁止 Do Not Park Large Buses Here



自転車駐輪禁止 Do Not Park Bicycles Here



車を洗わない No Carwashing



長時間駐停車禁止 Please refrain from parking for a long time

(注…熊本市自転車の安全利用及び駐車 対策等に関する条例で次の図記号 の使用が規定されている場所には、 次の図記号を使用する必要がある



自転車放置 禁止区域(注 Bycycle parking is prohibited here

人・行動



(野球・サッカーなど) 球技禁止 All Ball Games



野球禁止 No Playing Baseball



サッカー禁止 No Playing Soccer



スケートボード禁止 No Skateboarding



飛び込まない No Jumping in



魚釣りしない No Fishing



たむろ、座り込み禁止 No Gathering or Loitering



客引き禁止 Customers



ものを壊さない (毀損、汚損禁止) Do not break things



オムツのまま 池に入らないで Do Not Swim if



植物の採取禁止 Do Not Pick the Plants



花火禁止 No Fireworks



バーベキュー禁止 No Barbeques



飲酒禁止 No Drinking Alcohol





さわがない (騒音、大声、他人への 迷惑行為禁止) はだしでの立入禁止 Do not to enter with bare feet No noise



ライトを覗き込まない Do not look into the light



寝泊り禁止 Sleeping and staying overnight is prohibited



ドローン禁止 Bringing drones is prohibited

動物



放し飼い禁止 Do Not Unleash Pets



フンの始末を してください Please Pick up After Your Pets



ペットを 池に入れないで Do Not Let Your Pets Enter the Water



動物を 洗わない No Washing Animals



動物への エサやり禁止 Do Not Feed the Animals



ハトの エサやり禁止 Do Not Feed the Pigeons



外来魚の放流禁止 Do Not Release Non-Native Fish into the Water

注意



歩行者注意 Be Careful of Pedestrians



カラスに注意 Caution: Crows



雨天時の 水かさに注意 Caution: Water Accumulates Due to Rain



防犯カメラ作動中 Security Camera Is Recording



スズメバチに注意 Watch out for hornets



レバーを操作する 際は指を挟まない ように注意 Do not pinch your fingers when operating the lever

指示



球技は周りに 注意しましょう Please Be Considerate of Others While Playing Sports



左右確認 Look Both Ways



右側通行 Proceed on the Right



左側通行 Proceed on the Left



ごみは持ち帰り ましょう Please Take Your Trash with You



エサやりマナー Feeding manners

●本体管理自己点検チェックシート案(参考)

管理番号	//	\\	担当者名	
(場所等)		//	担ヨ有石	
点検年月日	年	· 月		B

自己点検チェックリスト				
点検箇所	点検項目	異常の	の有無	対応メモ
	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	有	無	
基礎部・ 上部構造	2 基礎のクラック(ひび)、支柱と根巻き(基 礎)との隙間、支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化	有	無	
支持部	1 鉄骨接合部 (溶接部・プレート) の腐食、変形、隙間	有	無	
×14 h	2 鉄骨接合部 (ボルト・ナット・ビス) のゆる み、欠落	有	無	
	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	有	無	
取付部	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 取付対象部 (柱・壁・スラブ)・取付部周辺 の異常	有	無	
	1 表示面板・切文字等の腐食、破損・はがれ、変形、ビス等の欠落	有	無	
盤面	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	有	無	
	3 盤面底部の腐食、水抜き孔の詰まり	有	無	
	1 照明装置の不点灯、不発光	有	無	
照明装置	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化、破損	有	無	
その他	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥よけ、他) の腐食、破損	有	無	
	2 避雷針の腐食、損傷	有	無	
掲載情報	1 掲載内容の整合	有	無	
大日 大米 でい	2 地図や文字の劣化、退色	有	無	
その他の	1 周囲に障害物が無いか	有	無	
異常	2 その他()	有	無	

※サインの種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「点検項目」の欄に斜線等を引くこと。 ※不明な点は屋外広告物の安全点検に関する指針(案)(平成29年7月・国土交通省)を参考にしてください。

●サイン整備チェックシート

年 月 日 担当者:

配置・設置 / 共通基準 / 協議・確認	参照 ページ	確認の 有無
①配置・設置		
・起点から目的地への誘導や次の目的地への誘導に配慮されている配置となっていま すか。	11~14	
・利用者の見やすさ、理解しやすさ、安全性に配慮した設置はされていますか。	16	
・情報の整理や既存構造物との併用による集約化はできていますか。	16 · 17	
②書体・太さ		
・書体は、可読性に優れた書体を使用していますか。	19~20	
・地の色にあわせて文字の太さに配慮していますか。	20	
③文字の割り付け・大きさ		
・文字は、標準書体(正体 100%)ですか。また、標準書体が困難な場合、ガイドラインに記載するルールに基づいて割付をしていますか。	21	
・サインの視認距離を考慮して、文字の大きさを設定していますか。	22	
④ピクトグラム		
・ピクトグラムは、JIS 規格もしくは標準案内図記号(交通エコロジー・モビリティー 財団策定)のピクトグラムを使用していますか。	22~23· 付録 69~72	
 ・必要に応じて、市独自ピクトグラムを使用していますか。	23・ 付録 73・74	
・上記に該当しない場合、関係部局と協議を行いましたか。	23	
⑤矢印		
・矢印の形、使い方のルールは本ガイドラインに基づいていますか。	24	
⑥色彩		
・サイン盤面に使用する色彩は、指定されたマンセル値の範囲内ですか。	25	
・文字の色彩は盤面の色彩を踏まえて、色覚障がい者等にも分かるように配色や明度 差に配慮していますか。	26	
⑦言語表記		
・日本語表記、英語表記などは、本ガイドラインに基づいた表記をしていますか。	27~29	
・英語表記について、別冊「言語表記一覧」を参照していますか。	28・別冊	
8地図		
・地図の縮尺・向きは、本ガイドラインに基づき、地図の種類に応じた仕様となって いますか。	30	
・地図上の文字やピクトグラム、方位・スケール、その他施設の表記方法等は、本ガイドラインに基づいた表記をしていますか。	31~34	
・地図に掲載する情報について、別冊「地図の情報掲載基準」を参照していますか。	34・別冊	

⑨協議・確認		
・法的に設置できるか確認は行いましたか。	56	
	56 · 57	
・管理ステッカーは準備されていますか。	59	

案内誘導サインの個別基準	参照 ページ	確認の 有無
① 配置		
・起点から目的地への誘導や次の目的地への誘導に配慮されている配置となっていますか。	11~14	
・地図の掲載範囲が重複部分を持つように配置されていますか。	15	
・利用者の見やすさ、理解しやすさ、安全性に配慮した設置はされていますか。	16	
・情報の整理や既存構造物との併用による集約化はできていますか。	16 · 17	
②形状・意匠		
・形や大きさは、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	36·37· 付錄 82~85	
・iマークや誘導施設名称、地図、凡例などの大きさや配置は、本ガイドラインに基づいた配置となっていますか。	36 · 37	
③表記		
・誘導対象施設は、優先度を配慮して掲載していますか。	38 · 39	
・誘導対象施設の名称は、別冊「言語表記一覧」を参照していますか。	28・別冊	
④文字や地図の大きさ		
・iマークと日本語と英語の表記比率、間隔等は、本ガイドラインに基づいた仕様となっていますか。	40	
・ピクトグラムと日本語と英語の表記比率、間隔等は、本ガイドラインに基づいた仕様と なっていますか。	40	
・地図の掲載範囲は、本ガイドラインに基づき、地図の種類に応じた範囲となっていますか。	40	
⑤協議・確認		
・ガイドラインの適合性について、都市デザイン課と協議・確認は行いましたか。	56~58	
・サイン整備後に届出する情報は、整理されていますか。	58	

案内サインの個別基準	参照 ページ	確認の 有無
①配置・設置		
・起点から目的地への誘導や次の目的地への誘導に配慮されている配置となっていますか。	11~14	
・地図の掲載範囲が重複部分を持つように配置されていますか。	15	
・利用者の見やすさ、理解しやすさ、安全性に配慮した設置はされていますか。	16	
・情報の整理や既存構造物との併用による集約化はできていますか。	16 · 17	
②形状		
・形や大きさは、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	41· 付錄 86~88	
③高さ		
・表示面の中心部の高さは 1,350mm 程度であり、 1 m程度の視距離から表示全体を見渡せますか。	41	
④意匠		
・シンプルで分かりやすいデザインになっていますか。	41· 付録 86~88	
・周囲の景観との調和に配慮した素材や色彩となっていますか。	41· 付録 86~88	
⑤協議・確認	-	
・ガイドラインの適合性について、都市デザイン課と協議・確認は行いましたか。	56~58	
・サイン整備後に届出する情報は、整理されていますか。	58	

誘導サインの個別基準	参照ページ	確認の 有無
①配置		
・次の目的地への誘導に配慮されている配置となっていますか。	11~14	
・利用者の見やすさ、安全性に配慮した設置はされていますか。	16	
・情報の整理や既存構造物との併用による集約化はできていますか。	16 · 17	
②形状		
・形や大きさは、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	42・ 付録 89・90	
③高さ		
・矢羽根型タイプで、歩道空間上に張り出す場合、サイン下部は路面より 2.5m以上確保 されていますか。	42	
④表記		
・矢羽根型タイプについて、ピクトグラムと日本語と英語、矢印、距離の表記比率、間隔 等は、本ガイドラインに基づいた仕様となっていますか。	43	
・誘導対象施設は、優先度を配慮して掲載していますか。	38 · 39	
・誘導対象施設の名称は、別冊「言語表記一覧」を参照していますか。	28・別冊	

⑤協議・確認		
・ガイドラインの適合性について、都市デザイン課と協議・確認は行いましたか。	56~58	
・サイン整備後に届出する情報は、整理されていますか。	58	

説明サインの個別基準	参照ページ	確認の 有無
①形状		
・形や大きさは、本ガイドラインを参照しましたか。	44・付録 91	
②高さ		
・表示面の中心部の高さは 1,350mm 程度であり、 1 m程度の視距離から表示全体を見渡せますか。	44	
③意匠		
・シンプルで分かりやすいデザインになっていますか。	45	
・周囲の景観との調和に配慮した素材や色彩となっていますか。	45	
④表記		
・説明文について、日本語と英語を区別して表記していますか。また、英語表記は、外国 人旅行者等が容易に理解できる内容になっていますか。	45	
・難しい名称や用語には、ふりがなが振られていますか。	45	
・施設・資源について説明量が多い場合、ICT の活用や紙媒体のマップ・パンフレット等、 他手法と連携した情報発信方法を行っていますか。	45	

記名サインの個別基準	参照 ページ	確認の 有無
①形状		
・形は、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	46	
②設置		
・設置場所は、対象施設の利用者動線を考慮しつつ、主要な入口付近に設置していますか。	46	
・サインの設置場所は、敷地に面する歩道側からも視認できる位置ですか。	46	
③意匠		
・ ・シンプルで分かりやすいデザインになっていますか。	46	
・周囲の景観との調和に配慮した素材や色彩となっていますか。	46	
④表記		
 ・盤面と文字の色彩に留意し、視認性を確保していますか。	47	
・金属材料を使用する場合、視認性が低下しないよう配慮していますか。	47	
・同じ建物に複数の施設がある場合、建物名称や代表施設名称を優先的に表示していますか。	47	

規制サインの個別基準	参照 ページ	確認の 有無
①形状		
・形は、本ガイドラインに基づいたものとなっていますか。	48	
②設置		
・電柱への立て看板、貼紙などによる掲出はしていませんか。	48	
③意匠		
・シンプルで分かりやすいデザインになっていますか。	48	
・周囲の景観との調和に配慮した素材や色彩となっていますか。	48	
④表記		
・説明内容の文字数は、出来る限り少なくしていますか。	49	
・規制内容は、ピクトグラムを使用して表現していますか。	49	
・規制ピクトグラムは、JIS 規格、あるいは市独自ピクトグラムを使用していますか。	49	
・規制ピクトグラムの大きさは、60mm〜120mm の範囲で収まっていますか。	49	

限定サインの個別基準	参照 ページ	確認の 有無
①掲載情報		
 ・掲載する情報は、本ガイドラインに基づく内容となっていますか。	51	
②期間		
・設置期間は、3ヶ月以内ですか。	51	
③表記		
・立て看板は、出来るだけ高さを抑え、看板裏などに死角をつくらないよう配慮されてい ますか。	51	
・立て看板に有彩色を使用する場合、ロゴやアクセントカラー等の色調やトーンにあわせ て効果的に使用されていますか。	51	
・バナーやのぼり、懸垂幕・横断幕は、出来るだけ表示面積を小さくし、余裕のある相互 間距離が確保されていますか。	51 · 52	
・バナーやのぼり、懸垂幕・横断幕は、周辺景観との調和に配慮した色彩を使用していますか。	51 · 52	

●標準デザイン集

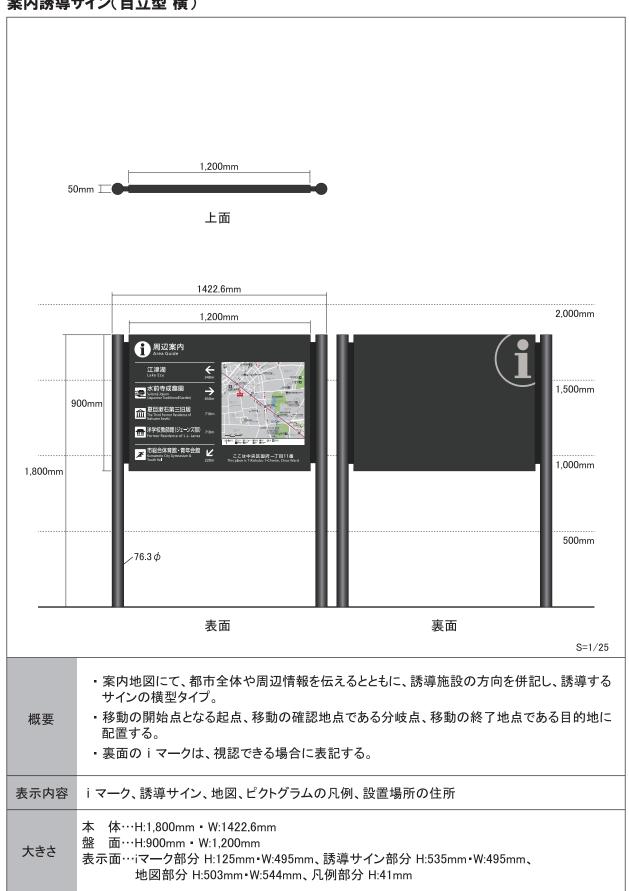
<目 次>

サインの種類	タイプ	参照ページ
案内誘導サイン	パネル型	82
	自立型 横	83
	自立型 全域地図表示 1	84
	自立型 全域地図表示 2	85
案内サイン	パネル型	86
	自立型 全域地図表示	87
	自立型 周辺地図表示	88
誘導サイン	矢羽根型	89
	パネル型	90
説明サイン		91
記名サイン	パネル型 縦 小パネル・大パネル	92
	パネル型 横	93
	外壁設置型	94
規制サイン	パネル型	95
	自立型 大	96
	自立型 小	97
懸垂幕	98	
バナー		99
避難誘導標識	避難場所案内サイン	100
	避難誘導サイン(自立型・1脚)	101
	避難場所サイン(パネル型)	102
	避難場所サイン(自立型・2脚)	103

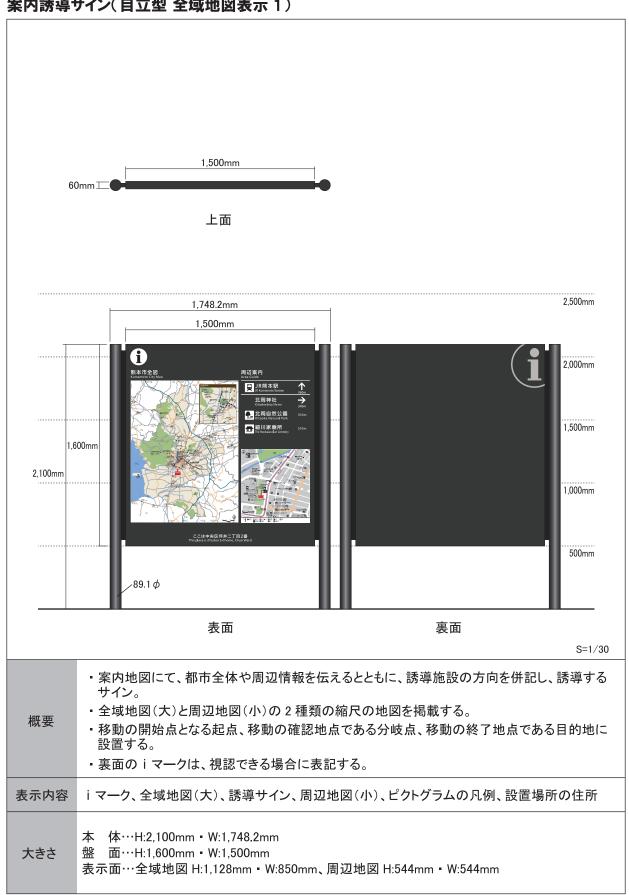
案内誘導サイン(パネル型)



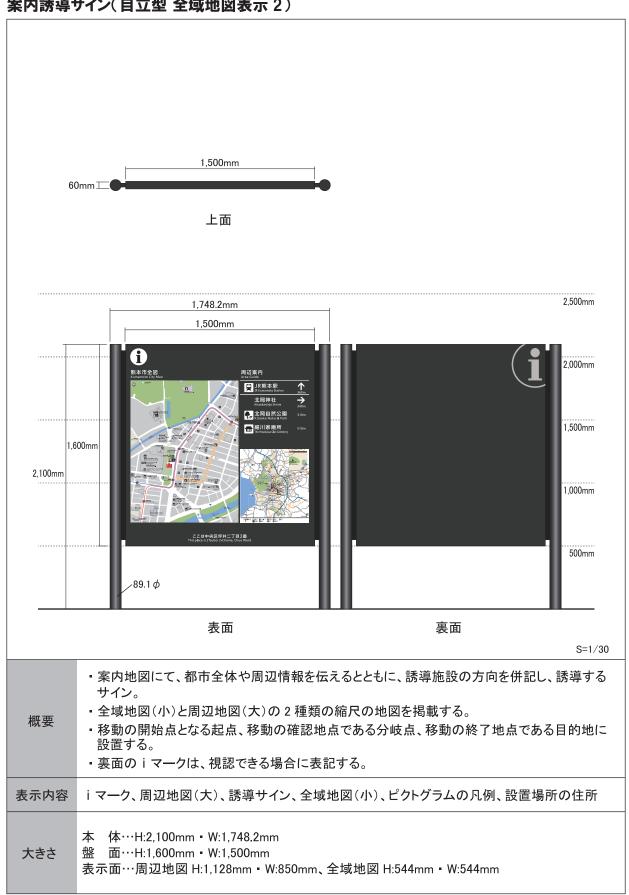
案内誘導サイン(自立型 横)



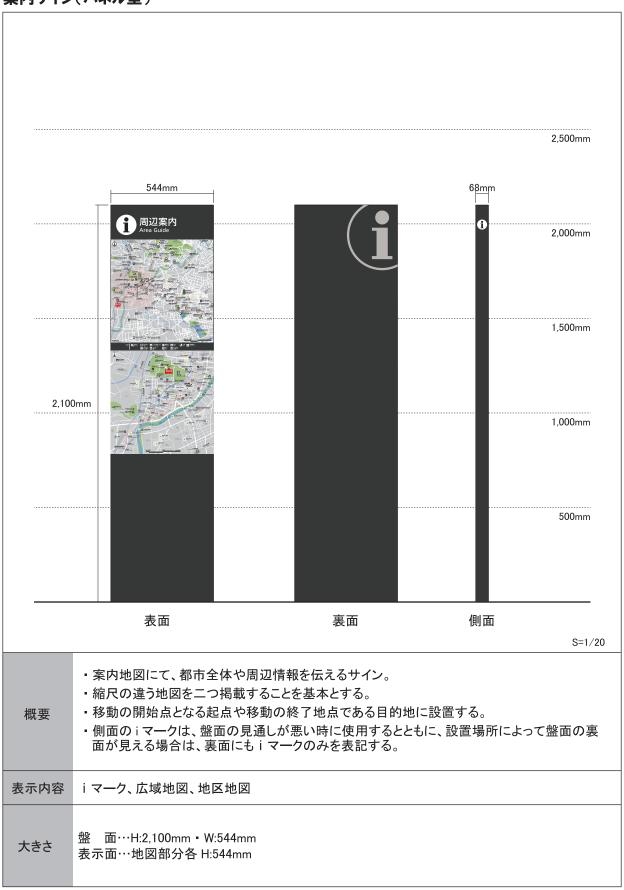
案内誘導サイン(自立型 全域地図表示 1)



案内誘導サイン(自立型 全域地図表示 2)



案内サイン(パネル型)



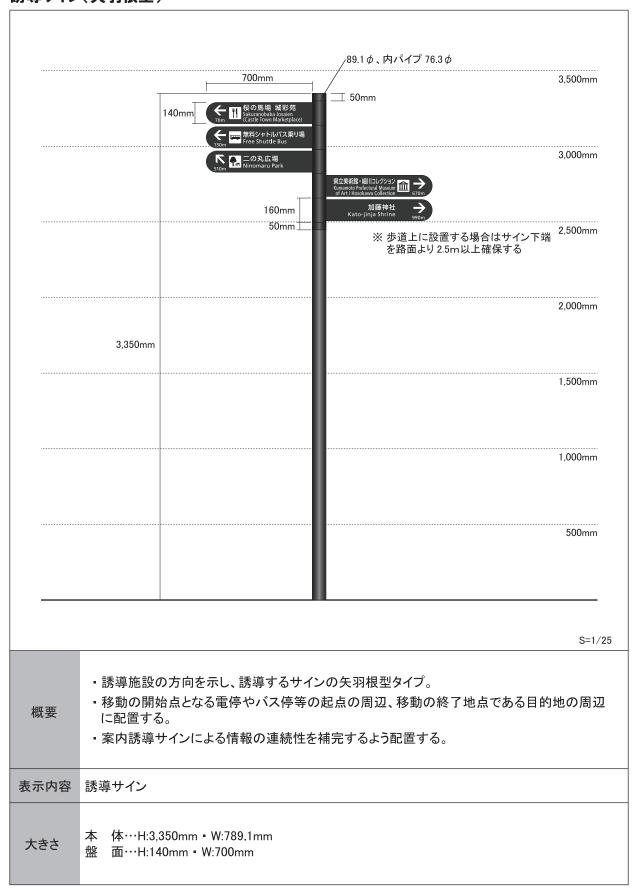
案内サイン(自立型 全域地図表示)



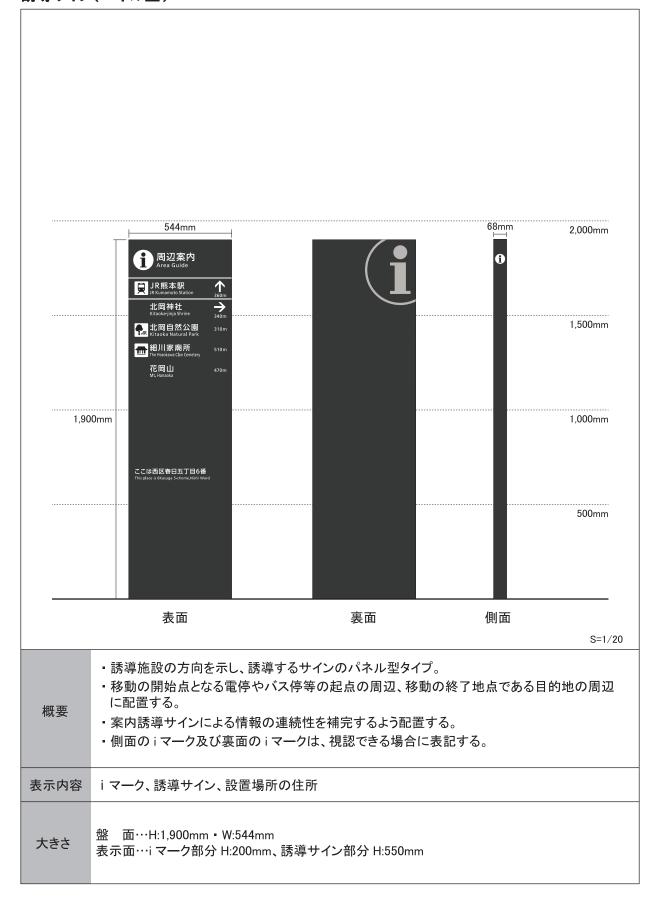
案内サイン(自立型 周辺地図表示)



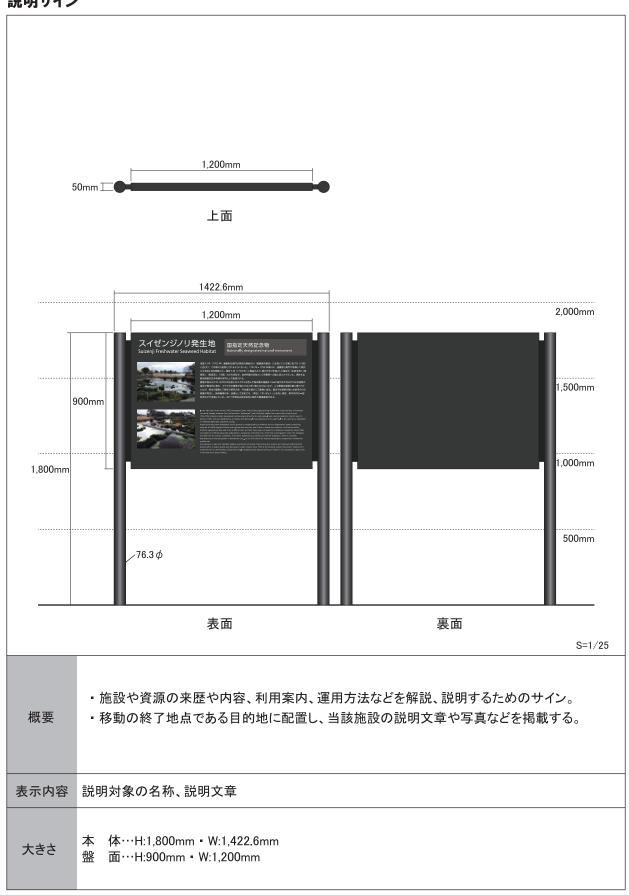
誘導サイン(矢羽根型)



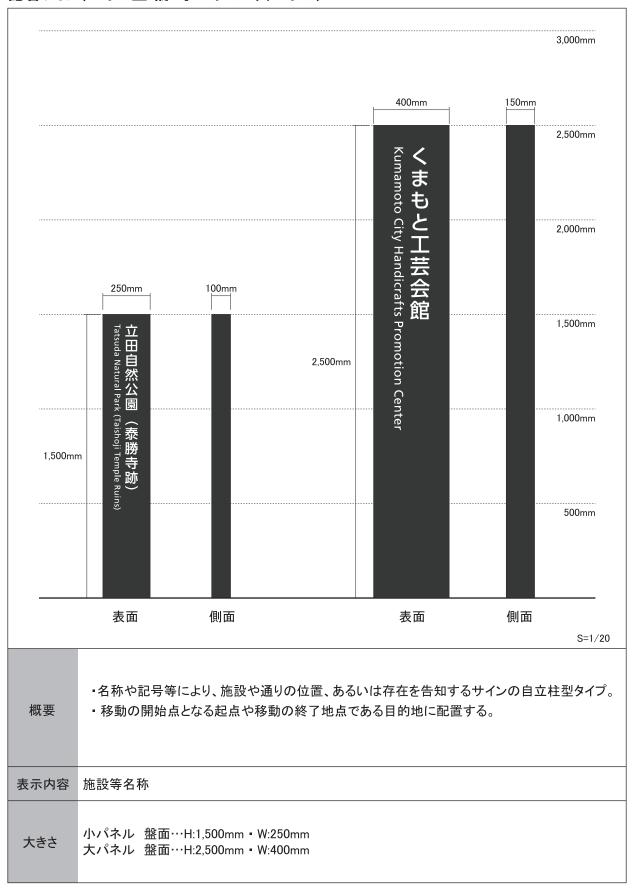
誘導サイン(パネル型)



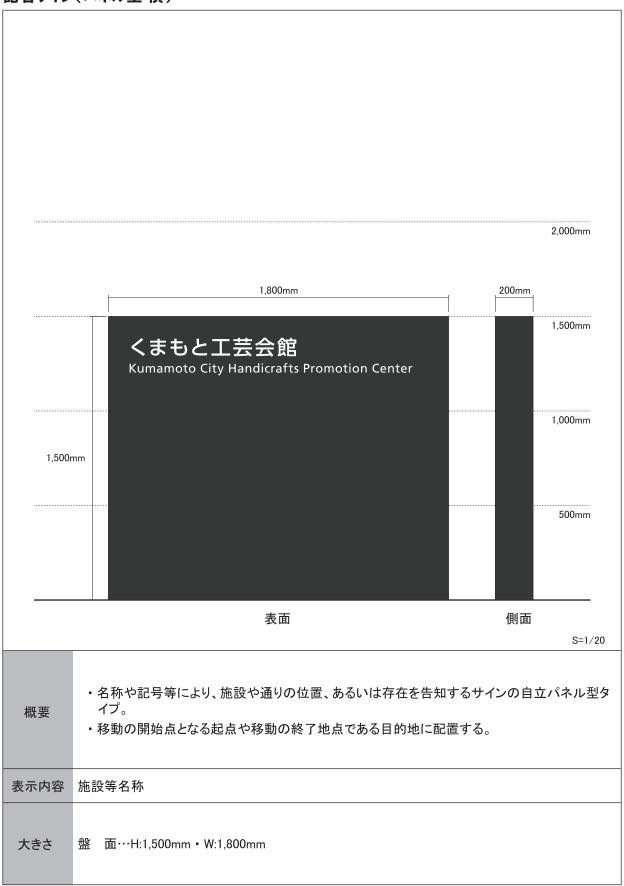
説明サイン



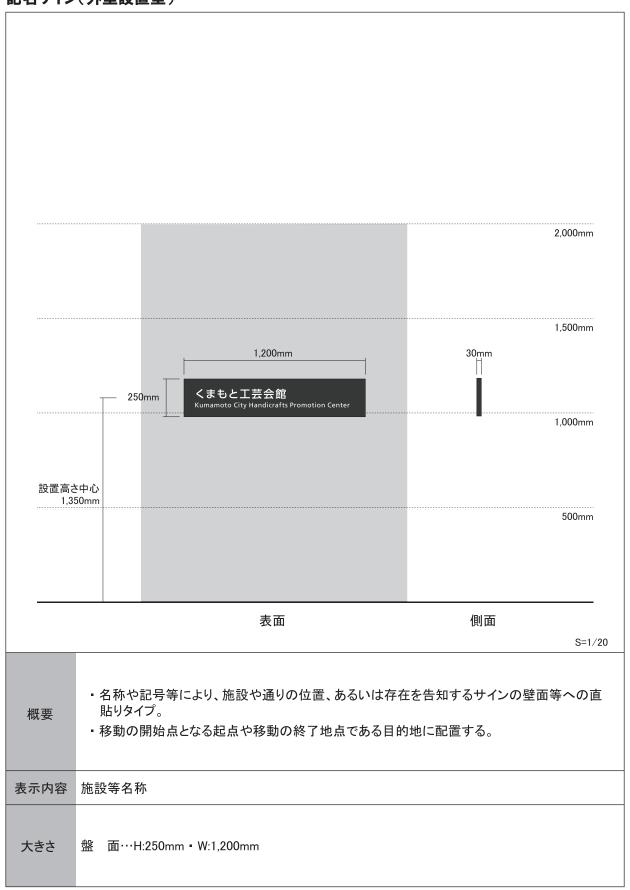
記名サイン(パネル型 縦 小パネル・大パネル)



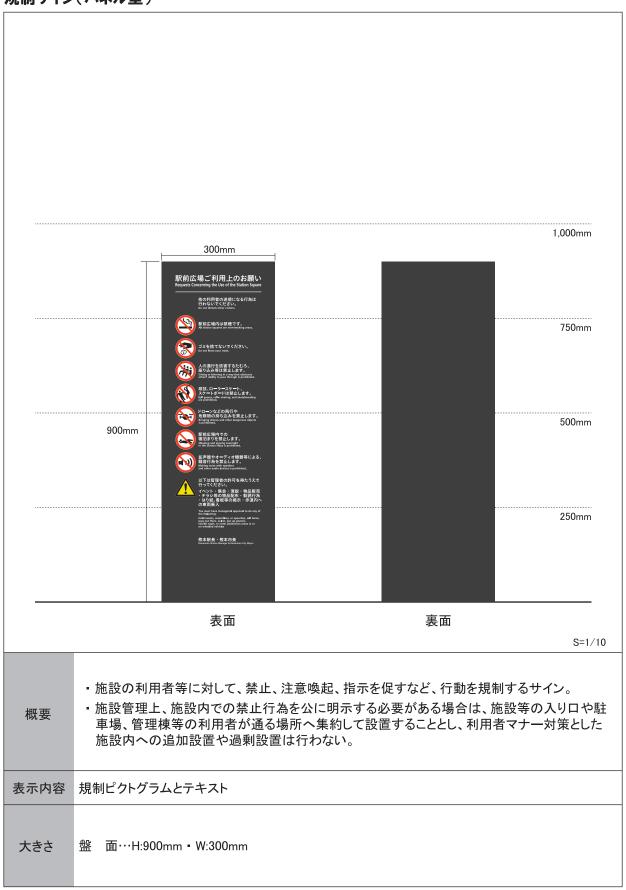
記名サイン(パネル型 横)



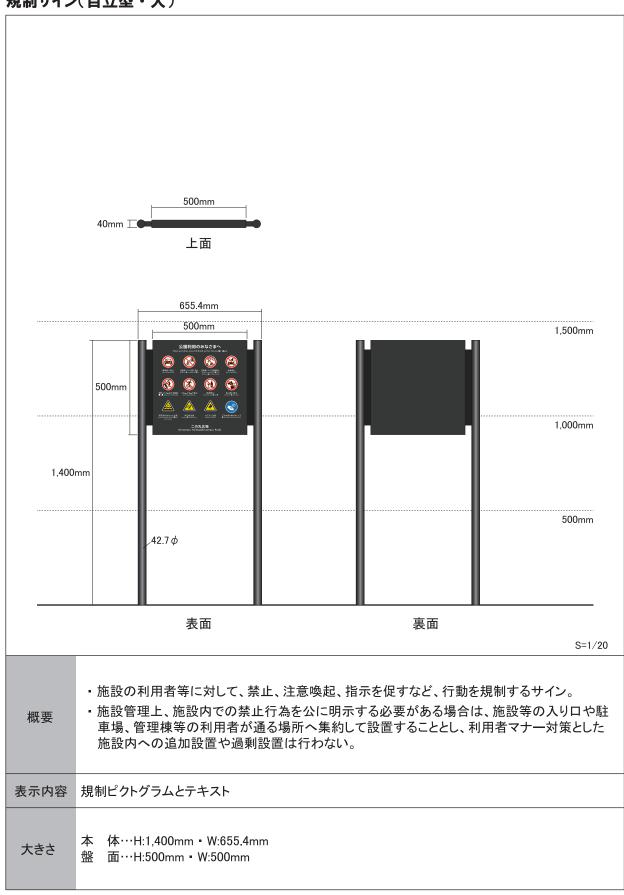
記名サイン(外壁設置型)



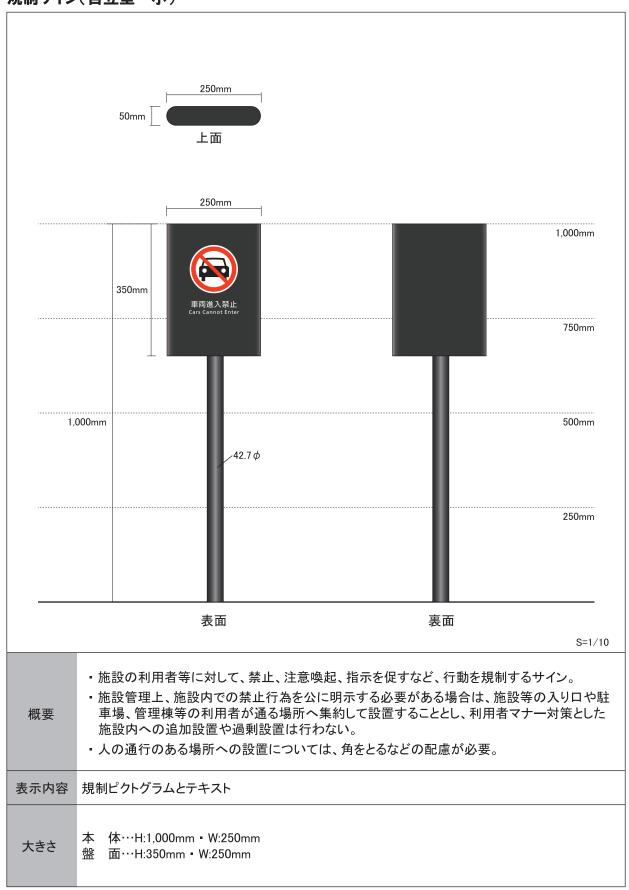
規制サイン(パネル型)



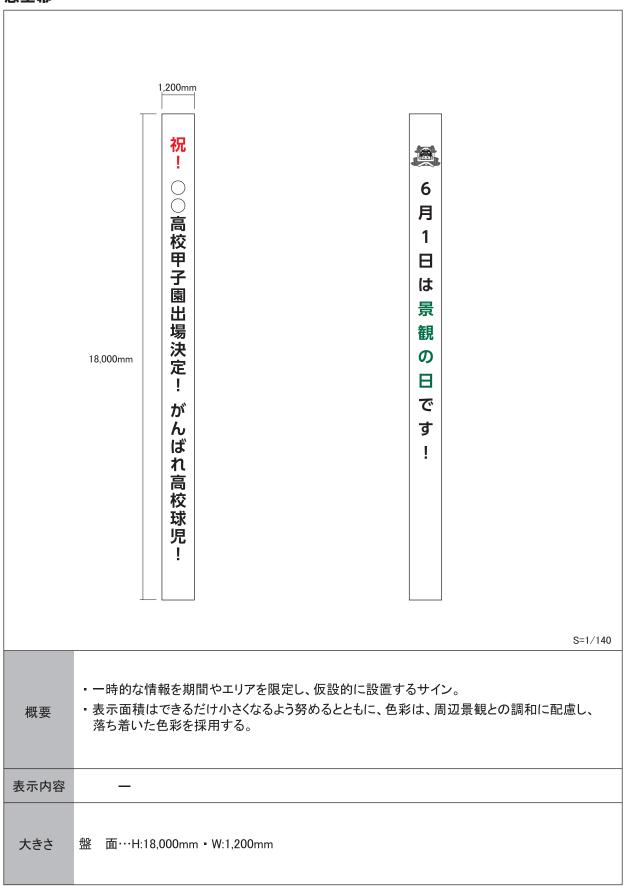
規制サイン(自立型・大)



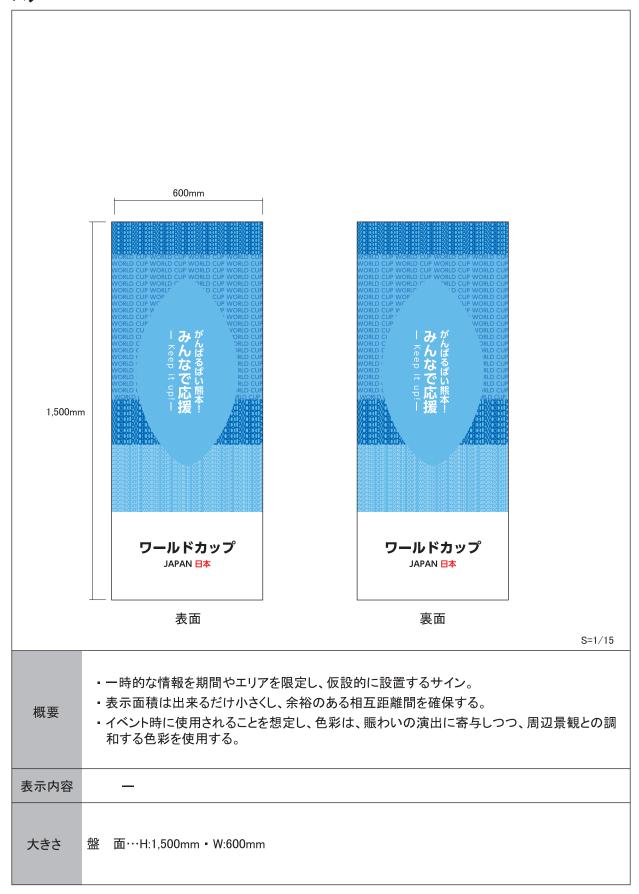
規制サイン(自立型・小)



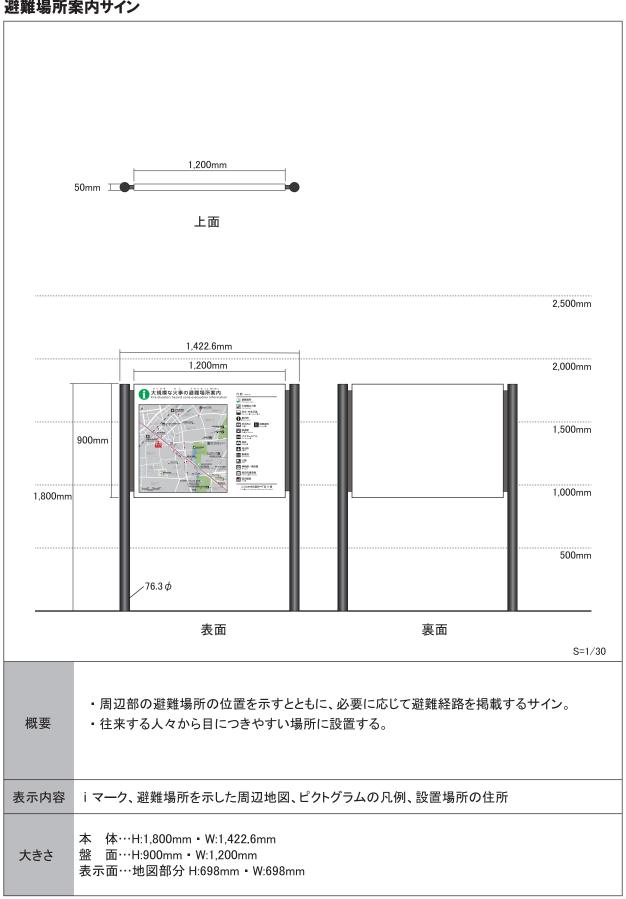
懸垂幕



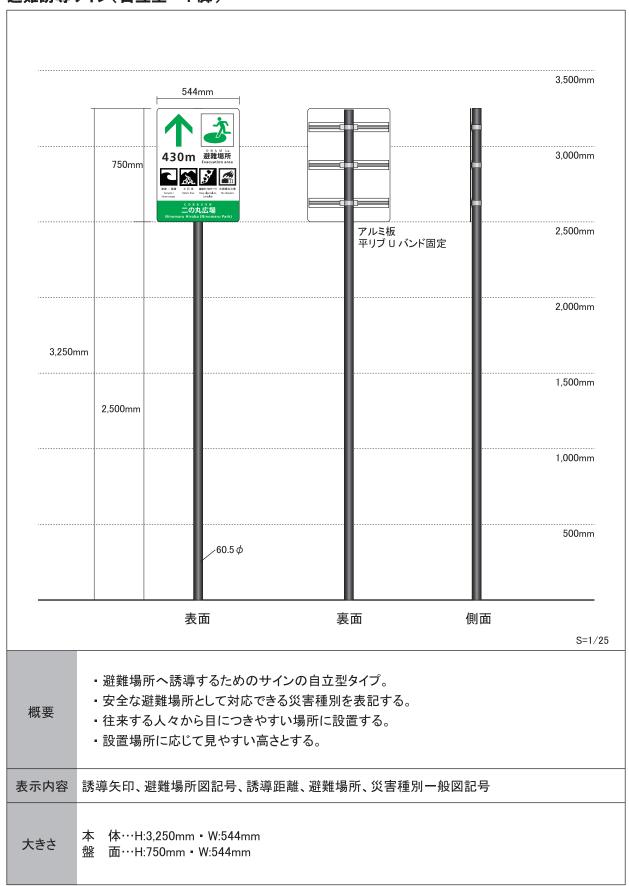
バナー



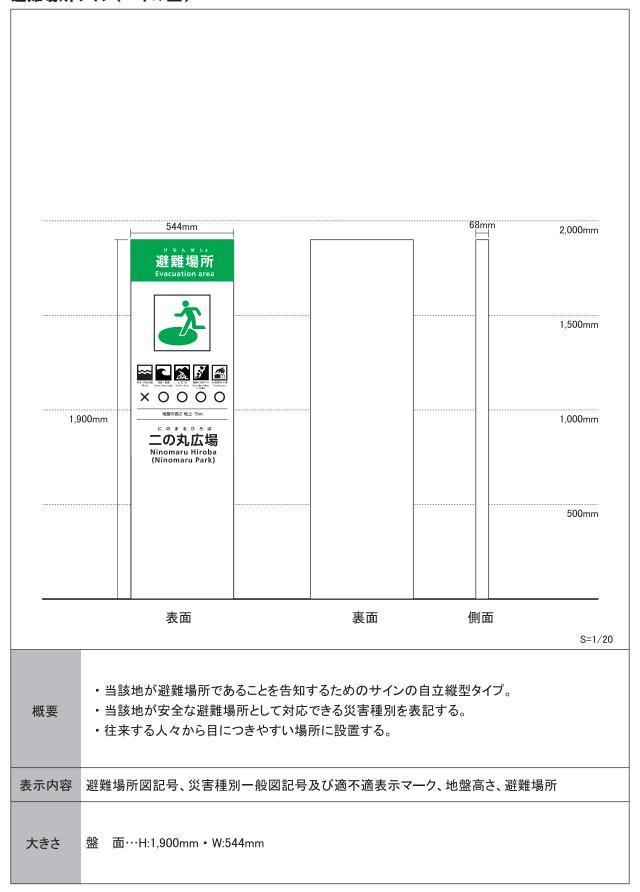
避難場所案内サイン



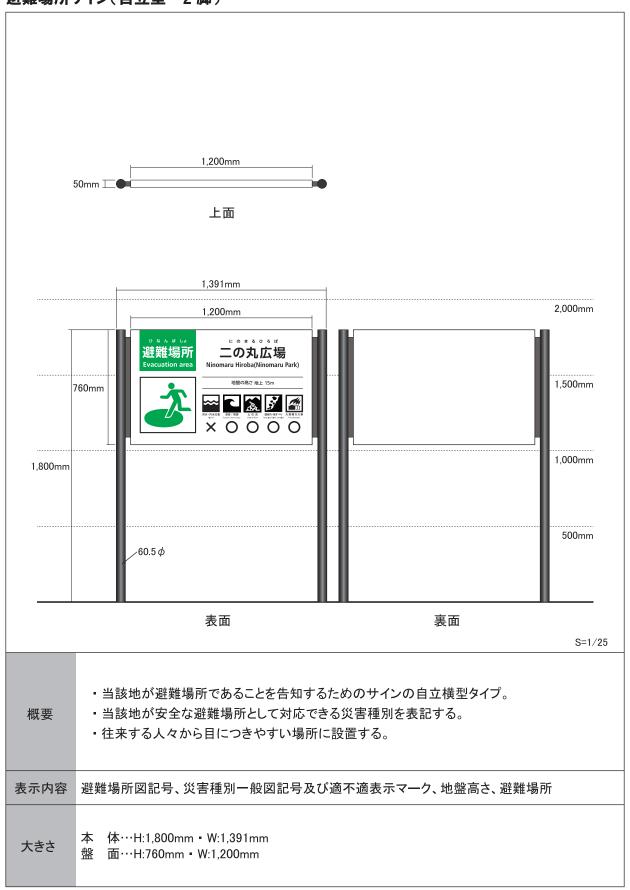
避難誘導サイン(自立型・1脚)



避難場所サイン(パネル型)



避難場所サイン(自立型・2 脚)





熊本市公共サインガイドライン

令和3年(2021年)3月 編集発行 熊本市 都市建設局 都市政策部 都市デザイン課 〒860-8601 熊本県熊本市中央区手取本町1番1号 TEL:096-328-2508 FAX:096-351-2182

